第2回総務文教常任委員会会議録

平成28年2月10日(水)

開 会午前9時00分閉 会午前11時58分

〇会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●総務課

- ①組織機構編成に伴う職員体制について
- ②職員住宅の整備計画について
- ③地方公共団体情報セキュリティ強化対策について
- ④清里町第5次総合計画後期基本計画策定について
- ⑤清里町公共施設等管理計画の概要について
- ⑥清里町若者雇用拡大奨励金事業の概要について
- ⑦清里町若者・若年世帯居住推進家賃補助事業の概要について

●生涯教育課

- ①清里町教育推進計画の策定について
- ②第8次清里町社会教育中期計画の策定について
- ③北海道清里高等学校総合支援対策事業について
- ④清里町スポーツ合宿等誘致支援事業について
- ⑤平成28年度主な新規事業等(生涯教育課分)について

●消防清里分署

- ①救急及び火災出動状況について
- 2. 次回委員会の開催について
- 3. その他

〇出席委員 (7名)

委員長 勝 又 武 司 副委員長 加藤健次 村島健二 委員 委 員 池下 昇 委員 河口 高 委 員 堀川哲男 委員 伊藤忠之 ※議 長 田中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■総務課長	澤本 正弘	■総務課参与	本松	昭仁	
■総務G総括主査	宮津 貴司	■企画財政G総括主査	泉井	健志	
■総務G主査	吉本 淳	■企画財政G主査	横畠	敏樹	
■生涯教育課長	伊藤 浩幸	■社会教育主幹	原田	賢一	
■学校教育G総括主査	三浦 厚	■社会教育G主査	小林	正明	
■学校教育G主査	新輪 誠一				
■消防分署長	野呂田成人	■消防警防係長	内野	智也	

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貫 信 宏主 査 寺 岡 輝 美

●開会の宣告

〇勝又委員長

第2回総務文教常任委員会を開催させていただきます。

〇勝又委員長

大きな1番、町からの協議事項報告事項について、総務課7点ございます。それぞれに進めたいと思います。まず①番組織機構再編に伴う職員体制について。はい、総務課長。

〇総務課長

総務課より、記載の7点につきまして各担当よりご説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。

〇勝又委員長

はい総務課。

〇総務G総括主査

私の方から1ページ目の組織再編に伴う職員体制について説明をさせていただきます。前回の委員会におきまして、新たな組織機構の提案をご協議させていただきました。それに伴いまして、職員数の数の目標値につきましても同じく平成25年・26年度2カ年内部の事務改善委員会にて職員で構成される委員会において協議をしてある一定の結論を出しております。目標値といたしまして、ここに記載があります平成34年の春までに86名体制という職員数を確保してまいりたいという目標でございます。またこれに到達するための計画でございますが、退職減に伴い

まして平成33年度までに毎年度新規採用職員を各年3名ずつ採用してきまして、平成34年の春には86名体制を築くというものでございます。この86名体制に至る経過について御説明をさせていただきます。

当初25年、26年度事務改善委員会におきまして全職員が関わりまして事務の洗い出し作業 というのを行っております。その結果95名程度の現行の業務でいきますと、職員数確保が必要 だろうという一定の見解が出ております。ただ同じ規模の道内の市町村清里町と同じように人口 4千人程度の市町村というのが幾つかございます。その自治体との比較をした中において、だい たい90名を切る数字が平均的な数字として出てきておりました。我々もその2つの結果を受け まして、さらに内部で数字の精査をあるいは業務を効率化できないかという視点で精査を昨年度 しております。その結果一部事務、例えば徴収業務でありますとか施設の管理を一定のグループ に集約する、あるいは課に集約するという横断的な業務の効率化を図って、最終的には新たな組 織体制において86名という形でいけるのではないかという一定の結論を導き出しております。 ただ現状におきまして、一部派遣している職員が現在消防含めまして4名おります。この4名の 職員におきましても明確には現状で、いつこちらの方に戻ってくるというような名言はできませ んが、将来的には、この職員も何名かきちっと庁舎の方に戻って仕事をしていただくという計画 のもとに、86という数字を導き出しております。また先ほど申し上げた到達計画ということで 退職減に伴って、毎年3名ずつ新規採用職員を33年度までに採用をしてきますというお話をさ せていただきましたが、今のところ平成33年度までに今年度も含めますと16名の職員が退職 していきます。多い年には3、4名ですね。28年度においては4名とか32年度においては4 名という大きな数字の職員が退職する年度もございますが、やはりこれまでの人材育成それから 職員を採用しない年が発生するといった不都合を解消するためにも、ある程度一定の職員数を切 れ目なく採用していくことで、86名体制を築いていくというのが、やはり理想的ではないかと いうことで、先ほど申し上げましたとおり昨年度3名ずつ当面採用していきたいという計画でご ざいます。そういった形で何とか6年7年かけて理想の数値に何とか職員組閣をしていく計画で ございます。簡単でありますが、説明を終わります。

〇勝又委員長

機構再編に伴う職員の再生についての説明ございました。職員数の33年までに毎年新規採用で3名採用を計画していくと。86名体制を構築するということです。皆さんの方から意見質問等ございましたら。

〇池下委員

今現在町の状況を見ていると部署によってこれまた違うんですけど、結構残業している人が多く見られるというのは実態だと思うんです。それで81名から86名というふうになっているんですけども、例えば無理な残業って言ったって月に120時間以上やっちゃいけないとか、そういう法的な決まりも当然あるんだけども、今の段階でどのくらいの時間外残業しているのかわからないけども、ほとんど朝8時位に出て、帰ってくるのが8時9時だという職員も結構いるんだけど、これは86名体制になった時そういったものが解消されるのかどうなのか。また職員を増やすということ当然財政的にも絡んできます。そこら辺の財政的な問題をしっかりとクリアされていくのか。決して町民に負担のかかるようなことになってはいけないし、そのへんはどうなん

ですか。

〇勝又委員長

総務課長。

〇総務課長

池下委員の御質問でございますが、現実として今の職員の数でまいりますと、ある程度残業されている。業務によってはそういう部署もございます。今回提案させていただいていますのは、事務改善委員会において答申されておりますが、90名という形で答申はされておるんですが、先ほど担当の方からも説明あったとおり、その後総務課を中心としたいろいろな課の聞き取り等踏まえた中で、効率的な事務ができるような統廃合も含めた中で事務の見直しをしていこうということで、今回86名に向けて職員の構成を採用等々も含めた中でやってきましょうという最終的な結論を得たということでございます。それによって残業等々が減っていくのかどうなのか、これはちょっと不確定要素もございますので、その時代時代における仕事内容も変わってきますので、ここではちょっと明言はできませんけども、今の中では、86名で何とか乗り切れるのでないかなという形では考えてございます。それとあと財政的な負担でございますが、当然職員数が増えるとなると、財政的負担も当然増となってくると。その辺も含めた中で、将来的な財政負担を考慮した中で86という数字を導き出してきているということでございますので、その辺も御理解をいただきたいと思います。

〇勝又委員長

他委員さんありませんか。はい加藤委員。

〇加藤副委員長

今のこれ単純に人数が増えて、どうのこうのという論戦はなかなかこれ難しい問題があるんだろうというふうに思う。基本的にこの組織再編をして、そして検討した結果、この86名という数字がベターだと。しかも、道内いろんな各方面から検討して、4千人の町の現状を踏まえて、これが現在のベターの数字だという6、7年を考えての数字だろうと思うんですが、ただこの6、7年間はそうなんかもしれないけれども10年後、15年後の清里の人口、あるいはこの自治体を取り巻く環境がどういうふうに変化するのかという考慮を踏まえた時に、今基本的にはこういう形だけどって見直しっていいますか考え方というのか。それをどのように進めていくのかというのとがひとつある。それと1度採用してしまうとこれきちっと定年までいかないとならないんです。そのときに池下委員も言われていた財政的負担がこれはかかっていってしまうわけですから、その辺の中で住民サービスとして必要な部分はどこの部分なのか。そして逆に言うと民間に委託をして全体としてのバランスを踏まえた時に、現段階では86のこの環境が6、7年は必要だというふうに捉えながらですね。ちょっと変わってきたよなって言った時に、修正がきかないとこれ大変なのだと。

現状の中で一番すべき問題は、まずやむを得ず外部に出向している職員が先ほど4名いるって 言われて、この部分が将来に渡って帰ってくるのかと。これ冷静に考えていくと出していること 自体に大きな問題点があると思うんです。それは組織としての問題と同時に、その職員に対して 外部に出て知識を得て帰ってくる良さもあるかもしれないけれども、やっぱり実態の中で戻ってきた次の年から即応できないという問題点もある意味は出てくるかもしれない。それらを踏まえた時にこの出向している職員を早期に解消する対策をまず練って、それと同時にこの組織再編をやっていくよと言って、これから4月からスタートをかけた中でスタートをかけてみたら、やはりここはこうしないとならないよね、ここの部分はやっぱり簡素化してもいいか、いろんな部分を見直してかないとならないと思うんです。これで6、7年後の部分までのスタンスをこういう形で組んじゃっていいのかどうなのか。人数だけの論議はしたくない。その実際の中身の部分が今の80人体制の中でこういうふうな機構の中でやってきて、それをどこの部門にどういうふうに重点を置いていく、ここの部分はグループ制の中でクリアしていく。そのことを踏まえた時の変更、こう変わっていく状態で、一番大きいのは住民サービスを発揮していくためにはこの人数が大切だということもわかりますが、逆に言うとその負担が、人口が減って環境が変わってきたときに、果たしてそれがベターなのかな。あるいは広域で指定しなければないのもどんどん出てくるんじゃないかな。その辺の変更、状態についてどのように捉えているか。

〇総務課長

加藤副委員長の御意見でございますが、私どもは、先ほど担当の方からお話ししたとおり1年かけて事務の内容について各課グループリーダー等々も十分に打ち合わせした中で、先日お出しました、組織の再編見直し、これである程度集中しながら事務の効率を図っていきましょうということで導き出しているものでございます。

またもう1つは出向をされている職員の扱いでございますが、先の委員会でも、議長の方から 御質問があった通り、将来的には町の方に戻ってくるという考え方を持っているということでご ざいます。ですから、その中においても今回86名体制に向けて職員の採用等をやっていきたい という中身でございます。ただあと副委員長もおっしゃったとおり、時代によっては当然いろん な業務の変更もございますし、あと人口の減少等も当然これから考えられる。そのときにはもう 1度職員の体制の見直しをかけながら進めていきたいというふうに考えてございます。

〇勝又委員長

よろしいですか。はい加藤委員。

〇加藤副委員長

現段階ではそういうことしかないと思うんですが、採用数の仕方が毎年3人ずつというのが本当に適正なのか。採用してしまった後の修正はきかない。これ非常にいろんな部分であると思うんで、十分確信を持って効果の出るような方法でないと。まずは出向職員を早く戻すこと。これをしてから職員をなおかつ増やしていきたいという体制をとっていくという。ここ2、3年でおける定年を迎えて退職する方々のことを踏まえた人数の採用という部分では良いと思うんですが、それらを総合的にもう一歩きちんと精査しながら進めていっていただきたいと思います。

〇総務課長

私ども先ほどお話したとおり、32年までには10何人の方の職員の退職が見込まれるという ことでございますので、その辺に向けた職員採用計画をやっていきたいというのがまず大きな考 え方でございます。それと住民サービスを今と同じような形で現状維持をしてくためには、ある 程度の職員数は必要だというふうに私どもの認識とございますので、住民サービスを向上させる ためにも、この職員数をある程度目標として定めていきたいというふうに考えてございます。

〇加藤副委員長

その住民サービスの部分で、これからの住民がどこの部分の分野にサービスのウエイトをおいているのか、ここの部分だと思うんです。そう考えたときに少子高齢化になってくる現状の中で福祉関係の中では、今回ケアハウスも建てられる部分が出てくるわけですから、建てるのは町ですけども運営方法をどうやってしていくかっていう部分に対するウエイトの置き方や管理の方法なんかは民間の人材の確保なり、そういう形だと思うんです。そういう形の中では、職員の増では私はないと思うんで、その辺を十分に本当に町民が求めている住民サービスはどこにあるのか。そこのところを見失わないで前へ進めてっていただきたい。

〇勝又委員長

河口委員。

○河口委員

今の加藤委員の話の中、住民サービスっていうことの位置づけなんですが、当然住民側は減って行きますので、その辺の中で過去と同じ住民サービスが良いのかっていうと、それはやはり無理が部分もある。それと過去の職員のいびつな採用があったんだろうと思います。そのため定期的な3名ずつの増員、将来的にも考えて。

私も40数年サラリーマン生活をやって、残業っていうところに非常に問題があると思います。 家庭を持ちそして子供がいて、非常にこれは重要な部分になります。ここの職員がとてつもない 残業をしながら経過しない方法。そのときは時期的に人数が増えても僕は構わないと思います。 大事な部分になりますんで、ぜひ特定の職員に非常に負担がかかってしまうっていうことについ ては検討していただいて、経過的な採用が非常に大事。過去それが上手くされてなかったという ことに、いびつな部分があって、これからもまだまだ負担がかかる部分多いんだと思いますけど も、その時に臨時だとか踏まえながら、今の残業をできるだけ一部職員にしないような工夫をし ていただきたいなと。

〇勝又委員長

総務課長。

〇総務課長

今回の組織再編につきましては先ほどから言っていますように、業務量の平準化っていうんですか、その辺を1つの目標としてグループの再編もしていきたいというふうに考えてございます。また将来的にはいろいろな業務において指定管理ですとか、そういうアウトソーシングも考えながら進めてまいりたいと思います。また今回の毎年3名というのは、1つの目標でございます。その時代によっては3名でなく2名という事もあろうかと思います。1つの目標としてこの数字

を掲げていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇勝又委員長

よろしいですか。池下委員。

〇池下委員

先ほど課長の答弁の中で派遣職員が今4名いて、将来的に戻すようになる話をされていただけども、これは将来的にと、すごく曖昧な言葉で、何年も前から福祉協議会とか保健センターとかいろいろと行っている中で、私も一般質問とかもしたことありますけど、全く答えが無いですよね。将来的に考えていきますっていう答えで、具体的にいつまでに答えを出すっていう町長始め1回も答えてないんですよ。先ほどの加藤委員も質問したようにそこを改善するような答えを出していかないと。これ86名じゃないんですよ、実は。いつまでも4人行っていたら、86じゃなくて82なんですよ、最大限。総務課長にこうやって詰め寄ってもしょうがないんだけど、町長、副町長、総務課長、担当すべての人間でいつまでにしますかって話をつくらないと。いつまで経ったって、3年経ったって聞いたら同じ答えですよ。私はそういう答えじゃなくて、じゃあ28年度中に答えは出しますとかしないと改善されないんですよ。ぜひ町長、副町長とそういうことを内部協議してもらいたい。そういうふうに思います。

〇勝又委員長

はい総務課長。

〇総務課長

池下委員の御質問でございますが、私の今の立場としましては明確な答えはなかなか難しいというふうに思っております。今ご質問がありました内容につきましては当然委員会の指摘等々については、町長の方にも報告をさせていただきますので、この段階においてこういう質疑はあったということで、取り扱わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇勝又委員長

はい、加藤委員。

〇加藤副委員長

それに関連して一言だけ加えておきます。要するにそれを戻すことができないということは民間のあるいは企業体そういうものの、しっかりとした育成がなされてないってことになるんですよ。そうすると、これからのまちづくりはそういうものの力を借りていかないといけないというスタンスが根底から崩れてしまうってことなんですよ。だから逆に職員を戻せじゃなくて、地域のそういう活力を根付かしていかないとならない。出向して10年以上経っている。これは論外の話ですよということになるんですよ。これからケアハウス建てたときにまたそこに引越しさせるんですか。あるいはいろんな団体に出した時に一人じゃ足りないからもう1名増員するんですか、そういう論戦はもう論外なんですよ。非常に微妙な部分なんですけど、正職が本当に良いのか、正職以上に民間のレベルで働いている正職員と所得差を考えた時にとんでもない差なんです

よ。その時に、それに即応しただけの住民サービスが町民から納得いくのかということが、私はもう1個別格な方法から考えるとあるんじゃないかなだとするならば、長期臨時採用だってあるよねって。それは民間の正社員よりも正社員の給料よりも高い状態でできるとするならば、それもまたある意味ではベターな方法ではないのかな。いろんな形の中でそれもダメだっていうならやっぱり住民サービスに必要な部分をやっぱり民間にどんどんどんどん活力でやっていくような組織体制人材づくりや方策は同時に合わせてやっていくのか。この職員体制でサービスを行政がやるんじゃなくて、自分たちの町は自分たちでやって、そのために行政の職員も町民の一人なんです。職員サイドでなくて町民の一人としてやるべき仕事はどうなのかというとらえ方の発想もあるはず。いろんな意味でそのことを十分に踏まえてこれからの地域づくりまちづくりを考えてほしい。

〇勝又委員長

はい総務課長。

〇総務課長

副委員長のご意見等々も踏まえながら、今後も進めていきたいと思います。

〇勝又委員長

他ありませんか。なければ進みたいと思います。初任の議員さん達も活発に意見を出していた だきたいなと思います。②番職員住宅の整備計画について。総務課。

〇総務G主査

それでは私の方から職員住宅の整備計画についてご説明いたします。2ページをご覧ください。 先ほどご説明いたしました、職員数86名体制の構築に向けて平成33年度までに3名ずつ採用 する計画に伴い、職員住宅の不足が生じることとなります。上の表をご覧ください。職員採用計 画と入居住宅の推移現状としまして、平成29年度以降3名ずつの職員採用予定がございまして、 平成33年度まで5年間で15戸の職員住宅。 これについて不足するというシミュレーションに なってございます。下の表こちらが建設後の入居住宅の推移(予定)でございます。平成28年 度当初において必要とされる3名の職員に対する住宅につきましては、12月補正予算における 既存住宅の改修により今年度中に入居可能住宅3戸として措置済みでございます。平成29年度 以降の採用職員入居住宅を確保するため、平成28年度に1棟4戸、平成29年度に1棟4戸、 合わせて2棟8戸の住宅を建設することにより一部解消を図るものでございます。その後職員の 退職や転居、民間住宅の利活用などの状況を見ながら再度建設計画について検討していく必要が あると考えてございます。この表でいきますと2棟8戸の建設により、平成31年度当初までは 措置される計算となってございます。建設予定地につきましては、右側の位置図こちらの方ご覧 の通り、郷土資料館の向かいの町有地、こちらについて工事予定としてございます。単身者住宅 といたしまして、1LDKの木造2階建てで建設した場合、平成28年度の1棟4戸について5 千50万円の概算の事業費の見積もりとなってございます。以上で説明を終わります。

只今職員住宅の整備計画についての説明がございました。各委員から質問、意見等ございましたら。はい河口委員。

○河口委員

数字の提案については、よくわかりました。もう一つ違う観点からこういう職員住宅の整備も1つ大事なんですが、それぞれ職員が個人の家を建てられ、これもこれから出てくることだろう思いますけども、私もサラリーマン生活の中で要するに個人の住宅を持つと住宅手当がなくなるという非常に不合理があって、当然今まで賃貸のところに入っていた時にはいただけるけども、自分で投資すると住宅手当がなくなるという不合理さの中で私もずっと過ごしてきたわけですけれども、このへんの検討については例えば町から特別の低金利で融資を受けて建てたよっていうんだと話がわかるんですけども、そうじゃない、民間融資を受けて建てられましたという時に同等に住宅っていうのは生活の重要な部分になりますので、その辺の検討もひとつ。例えば職員住宅も手当しますけども、当然住宅を将来的に今までの整合性についていろいろあるかもしれませんけども、住宅を建てられたときに同じように住宅手当の検討も1つの案ではないのかな。そのときに必要とされる職員住宅の数が絶対この数が必要なのかというと、その辺の論議も必要かなと思いますので、ぜひ検討の中の1つにしていただきたいと思います。

〇総務課長

河口委員の御質問でございますが、職員が持家等を建設した時の手当という内容だと思いますが、今現在はあくまで個人の資産ということでございますので、町の方からその方に対する手当等々は支援を行っていないというのが現状でございますので御理解をいただきたいと思います。ただいま現在町の方では、定住対策として新たに住宅を建てて定住をされた場合は固定資産税の減免という措置も行ってございますので、職員につきましても、一町民として町に定住されるということですので、そのへんの支援を行っているところでございますので、それは御理解をいただきたいなというふうに思います。

〇勝又委員長

よろしいですか。他伊藤委員。

〇伊藤委員

今河口委員の方からあった話に私も付随するというか、確かに固定資産税の減免という部分ではわかります。それは一般町民と同じということで。いまそういう部分で話されているのではなく、あくまで職員住宅が足りていないという。それで今年28年度から新規採用を行うにあたって前回やっていますし、またそれ以降のことも考えまして、平成28年度からまた新たに建設ということでどうも矢継ぎ早でと思う部分があるんです。例えばなんですが、今現在で町営住宅に入っている町職員っていうのは何名ぐらいいるんですか。

〇総務課長

御質問ございましたが詳細な資料持ってきておりませんので、うちの職員がどれだけ町営住宅

に入居されているかというのは、後程数字的なものついてはご報告させていただきたいと思います。

〇勝又委員長

伊藤委員。

〇伊藤委員

正確な数字はわからないということだったんですけど、相当数の方々が入っていると思っています。先ほど河口委員おっしゃったとおり、例えばそういう方々をずっとそこにとどまらせるよりは新たな定住促進とかもこの町やっていますので、そういう観点から考えるとそういう方々に一戸建て建ててもらって町営住宅を空けてもらうということがまず1つの案であるんじゃないのかな。それに対してその固定資産税の減免だけではなく、住宅手当じゃないですけど、かなり規定があると思いますんで難しいと思いますけども、促す様な施策という形で考えていくと。そういう方向も1つの住居確保に関してはありなのかなという思いがしております。

前ですけれども、池下委員の方からもあったんですが、例えば空いている町営住宅に入れないのか、もちろん一般の町民の方に入っていただきたいのはわかるんですが、例えば札弦なんかの町営住宅があいているとかって話は聞いたんで、ずっと空いているよって話だったんですけど、そういうところに一時入ってもらいながら、さらにここに書いていますけど、民間住宅の促進も考えているみたいなんで、そういうことも全部含めて、余りにもそういう計画立てて民間とか促進していると言いながらも、すぐ目の前に計画を立ててそれを実行していく、このやり方がすごい不信感じゃないんですけど、どうなんだというふうに考えるんですよね。ちょっとお聞かせ願えれば。

〇勝又委員長

はい、総務課長。

〇総務課長

まず1点は職員の持ち家のあり方ということだと思うんですが、私どもとしましては職員に対しても定住ということも含めた中で住宅の整備をというお話は常々してはございます。ただ実際問題として住宅を建てるとなると、それ相応のやっぱり経済的負担がかかってくると。そこを行政として果たして言えるのかなということも僕はあるのかなというふうに思っております。

公営住宅につきましては、やはりいろいろな決まりの中において、ある程度所得制限もございますので、その辺なかなか難しい点もあろうというふうに考えてございます。

もう1点は、民間住宅ということでございますが、今現在、民間住宅に対する支援をしていきましょうということで、いろんな施策を構築しておるところでございますが、その民間住宅が今後どのような形で整備されていくのか。これは見えない部分が相当あるのかなと。またそこにうちの職員が例えば多数入って、他の民間の方が入れないような状況になってきたときにはどうするのかなと。様々なことが考えられるのかなというふうに思っております。それで今回は明年以降、退職予定されている人数はある程度おさえておりますので、それに対する計画的な職員を採用するための住宅の確保。これは今回整備しようと考えていますのは単身用でございます。単身

用住宅を確保しながら計画的な職員を採用していきたいというふうな考えで、今回提案をさせていただいているところでございます。

〇勝又委員長

はい伊藤委員。

〇伊藤委員

わかりました。この町で所有している町営住宅の空きの数というのは、わかるんですか。

〇総務課長

今現在どの位の空きがあるのか具体的な数字はおさえておりませんが、それほど空きはないかなというふうに考えております。先ほど伊藤委員の方からご質問がありました公営住宅にどれだけの職員が入居しているのか、現在6名ほどの方が特公住宅あと単身住宅そちらの方に入居しているということで、世帯が4で単身の方が2という数字に捉えてございます。

〇勝又委員長

伊藤委員。

〇伊藤委員

今の町営住宅の空きがわからない話なんですけれども、ずっと気になっているんです。札弦ですよね。はっきりわからないんですけど何年か前に建てられて結構新しい状況なんだけども、かなり立派なものだという話を聞いております。そんな中でずっと空いているんじゃないかっていう話がよく出るんですが、そこだけでもはっきり聞かせたいと思います。

〇総務課長

札弦の公住の空き状況につきましては、後ほど資料を用意させていただいて御説明させてもらいます。その状況について私どもちょっと把握できてない部分もございますのでそれは御理解をいただきたいなと思います。

〇伊藤委員

わかりました。

〇勝又委員長

堀川委員。

〇堀川委員

昨年暮れに職員住宅リフォームっていう部分でその計画が実行されるっていうふうになっているんですけども、確認なりますけどもこの後の職員住宅のリフォーム計画ですとかまだリフォームすれば大丈夫なのでリフォーム計画をしていくという計画はあるのか。

総務課長。

〇総務課長

前々回でしたか、委員会で職員住宅の改修に当たってさまざまな御意見等がございました。その中で私が答弁させていただいたのが、今後改修して活用できる住宅は、今のところ順次取り壊しをしながら、環境整備をしてまいりますというお話をさせていただいたと思っております。ですから今回新たな職員のための職員住宅については改修するものがないという判断の基で新たに整備をしていきたいという考えでございます。

〇堀川委員

わかりました。リフォームが無理だということで、新築計画ということであがって十分理解しますけども先ほどから他の委員さんからもでているように民間住宅と職員住宅、公営住宅との整合性っていいますか、民間住宅を少し民間の活力で増やしていこうという施策もある中で、その中での整合性というのを今一度きちっと整理した中で、こういう事業が進んでいただきたいと思います。

〇総務課長

先ほども答弁させいただきましたが、民間住宅が今後どのような形で推移していくのかという明確なものは今のところございません。職員の福利厚生も含めた中で、採用計画ある程度目標を持っておりますので、それに向けて整備していくっていうことが、私どもの考えでございます。ただ明年からそういう民間住宅がある程度整備をされてくるとなると、その辺も踏まえた中でもう一度考え方を整理していかなければならないかなというふうには考えてございます。28年度になりますが、建設課の方で国の生活基本法に基づいて、町全体の公営住宅ですとか民間住宅ですか、そういうあり方について目標を定める、そういう計画を作成するようなことも考えられておりますので、全体を通した中でどういう整理が必要なってくるのかなということを含めて今後整理をさせていただきたいなと思います。ただ当面先ほどから答弁させてもらっていますように、職員の退職がある程度決まってきておりますので、そのための職員をある程度採用していくためには、やはり住宅が必要だという判断のもと、今回提案をさせてもらっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇勝又委員長

よろしいですか。はい。加藤委員。

〇加藤副委員長

職員の採用にあたって、単身用住宅の整備というのは良いと思うんです。こういう中で今回やるにあたって町主導でやるんでなくて、民間に20年間なり30年間の賃貸契約を町が結んでやっていく方法によって設計費の単価を下げるなり、あるいはその後における賃貸契約の中での貸与の方向もできるんで、民間の力を借りてやっていくという中では、民間に建ててもらうための前段として、町有地に町が借りる職員のための住宅ってことであれば、町は民間活力を使ってや

ってくってこう言っているわけですから。そういうスタンスで経費の削減を図って、20年なり 25年間の賃貸契約を業者と結んでやっていく。基本的にコストを下げ、住宅の環境整備をして いくということぜひやっていただきたい。

そのときにもう1点出てくるのは単身者に対する住宅を建てたときの手当問題があるわけです。単身者が幾らで、結果的に手当をもらって入居できるのかという問題が出てくるんです。今日の一番最後に言っている民間の若者の住宅の分に対する手当てってあります。そのときに役場の職員も民間の企業で働くのも同じ町民なんです。だとしたら居住の単価というのがほぼ等しくなっていくような状態の姿をこれから築いてってあげる。役場の職員だからメリットがあって、安い単価で立派なところに入れるんじゃなくて清里で働く若者はみんなこれから同じような条件で入っていけるという施策を、今回の単身の職員住宅を建てると同時に若者居住の補助事業の内容も若者の働くときに同等の家賃で入居できるようなシステム。こういうものを心がけていく、その事業その事業でなくて、同じ若者だって、こういう感覚の中でぜひその事業展開をして進めていただきたい。

〇勝又委員長

はい総務課長。

〇総務課長

今回の職員住宅建設の計画にあたっては、今副委員長がおっしゃった、民間活力を活用した中でできるだろうかどうだろうかと。これ斜里の方で消防住宅はそういう形で整備しているっていうお話も聞いております。その辺もいろいろ調べながら、今回は町で建てた方が良いという私どもの結論に達したところでございます。

それともう1つは最後若者の関係でございますが、職員につきましては、職員の住宅手当等々もございますし、現在町の単身者住宅に入居されている職員もございます。その辺の整合性も含めながら考えていきたいなということでございます。最後の若者定住の方につきましては後程具体的に説明させていただきますので、その辺は省略させていただきたいと思います。それと先ほど伊藤議員からありました札弦の公営住宅でございますが、空き状況として、今建設課の方に確認したんですけれども1月に入居されているということで、札弦については、空きはないという状況だというふうに公営住宅担当の方から確認がとれましたので報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

〇勝又委員長

加藤委員。

〇加藤副委員長

課長答弁の中に1点だけ。結果的に町主体にやった方がいいという最終で結論が出た大きな要因はどこなんですか。

〇勝又委員長

総務課長。

〇総務課長

さまざまな方向で検討させてもらいましたが、民間で建ててもらって行政が20年なり25年間借り受けして賃貸料として払っていくっていう中に、本来である町の職員に対する福利厚生という意味合いからいくと、町が整備をして職員の住宅を確保していくというのが妥当でないかという考えて、今回提案をさせていただいているところでございます。

〇加藤副委員長

よくちょっとその辺の意味合いがわからない部分が大きいんですが。

〇勝又委員長

はい、河口さん。

○河□委員

今の加藤委員の言っていることに差はあるんだろうと思います。民間はそれだけ固定資産を持てないから自分のところの福利厚生を考えたときに、一企業が自分のところの福利厚生で職員住宅までつくれない。これは当たり前なんですね。力がたくさんあるところはできる。町はそういう面では十分に資金力がありますので建てられる。福利厚生について十分対応できますっていうことの一言なんだろうと思います。けども、加藤議員が言うのは民間でも対応できる。過去ここの町でその例がないんで、是非やるんだったらこの機会に世帯の建物よりは単身者の1LDK4戸、この辺は非常に民間が手の出しやすいような構造なんだと思いますので、一つそれも検討、ここでもう結果出ているのかもしれませんけども、検討の1つではあるということだけ検討していただきたいと。

〇勝又委員長

総務課長。

〇総務課長

河口議員それから加藤副委員長の御意見を拝聴しながら検討はしていきたいとは考えておりますが、やはり町の方で整備を進めていきたいなというのが基本でございますのでご理解いただきたいと思います。

〇勝又委員長

ほか委員さんありますか。なければ終わりますよ。それでは終わりたいと思います。③番地方 公共団体情報セキュリティー強化対策について。総務課担当より。

〇総務G主査

地方公共団体情報セキュリティー強化対策について御説明いたします。平成28年1月からマイナンバーの利用が始まり、平成29年7月から国と地方を通じたオンラインの情報連携が始まります。この情報連携を見据えた中で地方自治体においては、情報セキュリティー確保体制の強

化を図ることが求められております。3ページをご覧ください。今後のマイナンバーと個人の情報セキュリティー対策案を記載してございます。現在マイナンバーを扱うパソコン通常の職員個人用パソコンインターネットに接続するパソコンについて同一のパソコンもしくは複数のパソコンであっても、それぞれが1つの回線ネットワークにより繋がっている状態で運用されております。国の自治体情報セキュリティー強化対策におきまして、個人情報さらにはマイナンバー流失防止の観点からこれらのネットワークを分離し、それぞれ独立したネットワークとして運用することが求められていることから、本町におきましてもマイナンバーを扱うパソコン職員個人用パソコン、インターネットに接続するパソコンをそれぞれ独立した3つのネットワークとして整備し情報セキュリティーの抜本的強化を図ることを目指します。

ご覧の資料における①マイナンバーを扱うパソコンは、その事務において国との専用回線にの み接続され、マイナンバーおよび関係する情報をやりとりすることになります。庁舎内において、 マイナンバー以外の業務を行うパソコンとはつながっておらず情報のやりとりはありません。ま たマイナンバーを扱うパソコンを関係職員以外のものが操作できないよう二重認証セキュリティ ーとしまして、パソコンごとに、IDとパスワードの入力に加えて生体認証装置により、職員を 特定する仕組みといたします。プリンタについても他のネットワークと共有しない、専用プリン タとなっております。パソコンのモニターについてはセキュリティー上問題がないということで、 他の業務パソコンと供用する形となってございます。②の職員個人用パソコン。こちらにつきま して職員が通常業務において利用するパソコンのことでございます。多くの個人情報等を保有し ていることから①と同様に独立したネットワークとして運用することとします。 またこのパソコ ンについても、二重認証により情報流出を防ぐためのセキュリティーを確保します。プリンタに ついては、スペースの観点から、インターネット側と回線自体を共有しない仕組みにより共用を するということといたします。③番のインターネットに接続するパソコンこちらはまさにセキュ リティー上、インターネットによるウイルスなどリスクが高いところでありますので、これにつ いても、他の業務パソコンとは分離した独立のネットワークといたします。また北海道が管理す る情報セキュリティークラウド回線、こちらを通じてのみのインターネットに接続するというこ とでございますので、外部から不正アクセスの防止セキュリティーチェックなど高度なセキュリ ティー対策がとられることとなっています。インターネット用パソコンには基本的に行政情報や 個人情報は保存しないというような取り扱いといたします。インターネットの閲覧、メールの受 信ホームページの更新こちらのみに限定して利用することとなります。メール等の情報について、 ②番の職員個人用パソコンこちらとの情報のやりとりが必要になる際には、ウイルス等のチェッ クや添付ファイルの削除など厳重な無害化対策を施したうえで、専用のUSBにより、限定的に 認める取り扱いをとりたいと思います。

以上御説明したシステムとして、それぞれ独立したネットワークを構築し、個人情報のセキュリティー対策を図ることに加えて、職員研修を通じた個人の情報セキュリティーに対する教育の徹底、清里町情報セキュリティーポリシーの見直し、マイナンバーを含む個人情報の取り扱い規定の策定など、個人情報保護体制の確立を図っていきたい、このように考えてございます。以上で説明終わります。

〇勝又委員長

総務課長。

〇総務課長

私の方から1点ちょっと補足をさせていただきます。今回のマイナンバー等による個人情報セキュリティー対策につきましては、国の方から自治体情報セキュリティー対策ガイドラインというものが示されてきております。この費用についてでございますが、今現在概算で7千万近い金額がかかるのでないかというふうに考えてございます。費用につきましては、国の方から平成27年度補正という形で、国の方については計上されております。よって当町におきましても3月の補正に向けて準備を進めているところでございます。そして繰越事業という形で、28年度中に整備をしていきたいというふうに考えてございます。補助の内容でございますが、国の方から示されている内容につきましては、人口比に対して補助をするということで、今のところ当町における人口比でいきますと補助金自体が約500万ほどしかございません。その他残り500万、対象金額が1千万ですけども、1千万のうちの2分の1が補助。そして残り2分の1が補正債という形で取り扱われるという形で文書等々連絡がきてございます。よって先ほど言いました概算約7千万のうち、1千万でございますが、残り6千万については、町独自の財源をもって手当てをしていかなければならないという、今現在の状況でございます。以上でございます。

〇勝又委員長

ただいま地方公共団体情報セキュリティー強化対策について、予算の関係も出ましたけど、各委員さんから質問意見等ございましたら。河口委員。

○河□委員

この図のなかで庁舎、保健センター、プラネットのWiーFiっていうのはどの部分、庁舎内、保健センター内、あるいはプラネット内っていう解釈でしょうか。

〇勝又委員長

総務課担当。

〇総務G主査

基本的にはインターネットに接続するパソコンの部分について、庁舎内、保健センター、プラネットこちらの施設内における無線の専用の職員専用の無線というようになってございます。職員のみ利用するということで、オープンな外部の利用はできないというようにしたいと思っています。

〇勝又委員長

はい、河口委員。

○河口委員

その他施設に関しては現状の優先運用になっているもんですから、保健センター、プラネット は従来通り清里のイントラをそのまま使っているんですね。わかりました。

他委員さん予算の関係等も出ましたけどありませんか。ちょっと予算の関係、これマイナンバーについてもいろんな形で賛否両論ある中で、取り入れられたっていう部分も含めて、国からこういうことしていくよっていうような部分で、実際にあとの6千万は町の持ち出しっていうこと。これについて役場側はどういうふうに考えているのか。

〇総務課長

今回国の方から示されていますのは、マイナンバーに関する情報に対して一般職員はパソコンから遮断しなさいよ。それと職員のインターネットと繋ぐんではないというようなガイドライン。補助につきましては先ほど説明したとおり補助対象外についても起債、補正債と言うんですけど、それは活用できますよという形ではきているんですが、その補正債に際する交付税後の交付税措置は全くないという情報でございます。よって補正債を活用する町村もあろうかと思いますが、その補正債によって交付税措置がないということでございますので、当然借りるとなると、毎年10年なり15年の償還において、利息だけを払ってくような仕組みになってくるのかなとそういうことを考えていきますと、私どもある程度保有しています財源の中で、なんとか措置ができるんじゃないのかなという見込みの中で町の財源をもって手当てをしていきたいというふうに考えてございます。

〇勝又委員長

ありませんか。はい。なければ進みたいと思います。④番清里町第5次総合計画後期基本計画 策定について。担当より説明お願いします。

〇総務課参与

それでは私の方から第5次総合計画基本計画策定についてご説明させていただきたいというふ うに思います。何度か口頭では総合計画の進捗状況についてお知らせをしたところございますけ れども、この度素案という形で後期5カ年計画の策定をさせていただきましたので、ご説明をさ せていただきたいというふうに思います。総合計画につきましては、私たちが目指す将来の町の 姿を明らかにして、その実現に向けたまちづくりの方針と方向性そして基本的な行政の取り組み を定める長期計画でありまして、住民と行政との協働により将来像に向けて一歩ずつ着実に歩ん でいくためのまちづくりの指針となるものでございます。ご案内のとおり、この総合計画につき ましては、2011年から2020年にわたる10カ年の総合計画でございます。よってこのお 配りしています中身の関係でございますけども、第1編の序論、それから第2編の基本構想、そ れから第3編の重点プロジェクトについては、多少の微修正はあるにせよ、基本的には、ここか らの変更はないという形の中で、第4編の基本計画につきまして手直しをかけているところでご ざいます。御承知のとおり昨年10月末に策定しました総合戦略、急激な人口減少、少子高齢化、 都市への一極集中というような中での戦略策定ということになってまいります。それらを十分に この総合計画に反映していく部分では何度か御説明させていただいたところであり、本事務方と しましては、ポイントを絞りながら整理をさせていただいたところでございます。その整理につ きましては、総合戦略を十分に流し込むというような部分の観点も含めまして、観光雇用の強化 充実。それから2点目としましては、子育て支援の充実と若者の参画、さらには町内の住環境整 備というような部分、そしてこのたび終了しております行政改革大綱につきましては、この総合計画の中に網羅していく、ページ数でいきますと48ページから49ページになりますけども、 行政改革の推進というカテゴリーの中で、この中にはめているというような部分をまずもって御 承知いただきたいと思っております。

この総合計画策定に至っては、役場内組織内での何度かのワーキンググループによる策定作業。 それから審議会による策定作業を行っているところでございます。議会からも議長、副議長それ から両常任委員長にも参画をしていただきながら、議会の方からも御提案がございました、この 審議会にぜひ若者の意見を入れてほしいというような部分の中で、新たに審議員、正規の審議員 は14名でございますけども、その中に総合戦略の委員さんを加え、さらに若者の臨時の審議員、 男性1名、女性2名を入れさせていただきながら、29名の審議委員体制の中で議論をしている ところでございます。

その審議委員会の中での主な意見、ポイントとしましては1つとして人材の活用。いわゆる人をとにかく入れるということではなくて、マネジメントをしっかりできる人材の活用、例えば1つの商品を開発しても、それに係る流通ですとか、販売戦略ですとかそういった部分をしっかりマネジメントできるような人材の発掘、さらには連携、商工会の連携、審議会の中で特に出たのは、農協のリーダーシップであるだとか、農協を中心とした加工品の開発だとか、そういった部分もやっていってほしいというようなご意見も出たかなというふうに思っております。さらには情報というカテゴリーの中で雇用を巻き込むような情報の提供、さらにまちの活性化を促す情報の提供、そして若いお母さん方から出た情報提供では、町の子育てそれから教育が他の市町村よりも充実している。ただ充実しているのは他の市町村や他の町外の方々に十分に周知されているであろうか、理解されているだろうかと。そういった情報をうまく流し込むことによって、若い世代、若い人たちが清里町に訪れるのではないかいうような御意見をいただき、最後には社会保障の整備という部分の中で道路の環境では陸の孤島になりつつある清里町でございますけども、高速道路の延伸であったり、主要道路である国道334号線の修復だったりというような部分を常日ごろから要請をしてってほしいというような意見を踏まえた中で、今回この総合計画の素案を策定したところでございます。

そういった中で、今日の80ページにわたる総合計画を見て、すぐ御意見ということになるとなかなか難しい部分もございますけども、ただいま申し上げましたとおり基本的には第4編の基本計画の見直しでポイント的なことには、今申し上げました観光、雇用観光雇用の強化、子育て支援の充実、若者参画それから町内住環境の充実、行政改革の推進というようなものを念頭に置きながら作業を進めてきたところでございますので、その辺をポイントに置きながらでご参照いただいて後ほど御意見を賜り賜らせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

今後のスケジュールでございますけども、この常任委員会を経てパブリックコメント住民意見を拝借しながら、さらに審議会を開催し、答申、それから3月の中旬からを目途に策定の運びとなろうかなというふうに思っております。これにつきましては総合計画、基本計画でありますから、この基本計画をもとに、どう実施計画そしてどう進捗管理をしていくかということが一番重要になってくるのかなというふうに思っておりますので、この基本計画を十分に踏まえながら28年度から始まる予算編成の管理も含めて若者や子育てが充実するような事業を展開してまいりたいというふうに思っております。以上です。

ただいま、第5次総合計画後期基本計画策定についての説明がございました。皆様から。はい、 伊藤委員。

〇伊藤委員

お聞きしたいんですけれども、この第4編の方からになるんですけど、この見方ということで、いろいろ施策があっていろいろ書かれていますよね。その後ろに総合戦略って書いてあるところと書いてないところがあって、総合戦略っていうのが、今までの第5次の総合計画になくて、今回のひと・まち・しごとの総合戦略で出てきたことが、ここにこういう形で載っているっていうものか、それとも今までの第5次にあったんだけど、さらに総合戦略でも出ていたよっていうことで載っているのかどっちの意味なのですか。

〇勝又委員長

総務課参与。

〇総務課参与

伊藤委員おっしゃるとおりでありまして、まず基本的には総合戦略からの流し込みをかけております。この部分については、実際に事業として展開をしなければならないので、流し込んでいこうという部分を先に作業として進めております。その中で当然総合計画、もともとあった部分もありますけども、そういった部分を重点的にという部分で総合戦略から流し込んだものについては、総合戦略というふうに明記をしております。総合計画もともとの中にも、入っているものもございますし、入ってないのもございます。

〇勝又委員長

よろしいですか。ほか委員さん。河口委員。

○河□委員

見させていただいて、重点プログラム事業の第1節に花と緑と交流のまちづくり事業。これもずっと過去から同じことが引き継がれてきて、さらに美しい村、日本で一番美しい村ということで入っていますが、ひとつこの戦略と同時に一度所管の方に立ち話のようでお話させていただきましたけども、観光というくくりが一歩先に今年28年度入っていくんだろうと。観光事業として、ここの町が最大の観光事業に一歩進んでいく。それから将来に向けて、観光を1つのマーケットとして事業を進めていくということなんだと思いますので、ぜひここで観光振興計画っていうのを大至急つくっていただきたい。ここでは、戦略だとかいろいろたくさんいろいろ活字で並べられています。それを実際にこれから何年計画なり少なくても32年ですから、5年計画の中で個別に観光っていう特化した中でどう進めていくかという振興計画を大至急作る。その振興計画の1つとして、美しい村があるんだろうと思います。将来の経済とそれと雇用という目標の中でどう振興計画を進めていくかということで大至急同時に振興計画をつくっていただきたい。

総務課参与。

〇総務課参与

河口委員御指摘のとおりだというふうに思っております。昨年6月から総合戦略の策定から始まりまして、私もさまざまな御意見も伺った中でこれからの清里町を活かすには観光だろうというふうに理解をしております。

河口委員御指摘のとおりマーケットの部分であるとか、交流人口の部分であるだとか、経済であるとか、雇用であるとかそういった部分をすべて観光のキーワードの中から生まれてくるものの一つだというふうに理解をしております。

そういった中でそれらをどう展開していくか。日本で一番美しい村連合の推進等にもどう活かしていくかというような部分については、当然その計画に基づく作業が必要なのかなというふうに御理解しておりますんで、そういった部分では、ただいま産業課において観光振興計画、観光計画の準備について進めておりますので、それらと連携しながら十分に観光を活かした経済であるとか、人口の増だとかマーケットの展開であるとか、そういった部分を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇勝又委員長

よろしいですか。他ありますか。なければ、終わりたいと思います。続きまして⑤番。清里町 公共施設等管理計画の概要について。はい、総務課担当より。

〇企画財政G主査

私より清里町公共施設等総合管理計画の概要について御説明いたします。4ページをご覧ください。上段の1、公共施設等総合管理計画をご覧ください。公共施設管理計画についてご説明いたします。各地方自治体では過去に建設された公共施設等が大量に更新の時期を迎え、財政は依然として厳しい状況にあり、また人口減少等により今後公共施設等の利用需用の変化が見込まれるため、町内施設全体の最適化を図る必要があることから現状と課題を踏まえ、将来を見据え、安定した行政サービス維持提供していくために策定する計画です。

中段の2、本町を取り巻く状況をご覧ください。清里町総人口の将来の見直しについて、今後も少子高齢化が進展すると考えられます。本町の公共施設の状況につきましては、85施設あり、総延べ床面積は約9万4千平方メートルあり、このうち、公営住宅は25%学校教育施設は18%と2つの設備分類で総延べ床面積が43%を占めております。また建設後40年を経過した施設は約20%を占め、10年後には約37%になる見込みです。本町のインフラ状況につきましては、町道等は、約308キロメートル。橋梁は、52橋。簡易水道は総延べ延長約77キロメートル。農業集落排水は総延長約31キロメートルを保有しております。

続きまして5ページ目、上段の3、公共施設等をめぐる課題をご覧ください。公共施設等の老朽化への対応につきましては、先ほど述べたとおり、建設後約40年を経過した施設が約20%を占め、今後40年経過する施設は多くなります。また、道路上下水道など町民生活に大きく影響するインフラ施設についても多く管理しており、計画的な維持管理修繕、更新が必要になります。人口減少、少子高齢化の進展につきましては、こちらも先ほど述べたとおり、今後少子高齢

化により年少人口は減少し、高齢者数は伸びると見込まれています。こうした状況を踏まえ、町 民人数等を的確に把握し、必要な公共サービス施設等の規模を適切に判断していく必要があります。財政状況の対応につきましては、今後公共施設等の修繕更新等に係る費用の増大や少子高齢 化による歳出増加が予想されます。また人口減少に伴い、税収も減少することが見込まれている ため、公共施設等の歳出をできる限り抑制し、財政負担の軽減平準化を図る必要があります。

上段右側の4、公共施設等総合管理計画基本方針案をご覧ください。計画期間につきましては、公共施設の寿命が数10年に及ぶことから、中期的な視点が不可欠であることから、平成26年から平成65年まで40年間の将来推計に基づき、計画期間を平成28年から平成37年度までの10年間とし策定いたします。計画については、適時見直しを行い、歳入減や歳出増加制度変更など、資産の前提条件に変化が生じた場合にも見直しを行って参ります。基本的な考え方につきましては公共施設等の更新問題に対し、将来の社会情勢や財政状況、町民のニーズを見据えて、施設の更新をしていくためには、個々の施設ごとに、町民のニーズや維持管理を考慮した上で、公共施設等の全体最適化を図った施設の管理運営有効活用等を推進して行く必要があります。インフラ施設につきましても町民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであることとともに、大規模災害等には救援や災害復帰においても重要な基盤設備であることから、計画的な整備修繕更新を行っていく必要があります。

基本方針をご覧ください。方針1、総資産の適正化については、施設ごとの機能や利用実態を十分に考慮し、類似重複した施設の統廃合や複合化などを基本とし、将来の人口や年齢構成に見合った効率的、効果的なあり方を検討し、必要とされる公共施設については計画的に修繕更新します。方針2、長寿命化の推進については、今後も保有すべき公共施設については計画的な維持管理を念頭に進め、施設の劣化が激しく進行する前に点検診断を実施し、施設の長寿命化を図り中長期的な視点に立った計画的な維持修繕を努めます。方針3、維持管理経費の抑制については、民間でできることは民間にという基本方針のもと民間企業などがもっているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努めます。

下段右側の5、計画の推進方針をご覧ください。計画の推進管理にあたっては役場関係各課と協議連携を行いながら本町のまちづくりに関する各種計画、長寿命化計画など総合調整を行い、役場全体で計画に推進を図ってまいります。清里町公共施設総合管理計画の今後のスケジュールとしましては、23日行われる総務文教常任委員会の方で清里町公共施設等総合管理計画素案の説明をさせていただくため、準備を進めております。以上清里町公共施設等総合管理計画の概要について説明を終わらせていただきます。

〇勝又委員長

総務課長。

〇総務課長

担当の方から公共施設総合管理計画の概要について説明をさせていただきました。今この公共施設管理計画につきましては、各課で管理している施設についてヒアリングを行いながらまとめているところでございます。今後当町における公共施設のあり方について、この基本的な方針を踏まえた中で、最終的な整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。今担当の方から御説明したとおり、次回の委員会におきまして素案を提案させていただきたいというふうに

考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇勝又委員長

ただ今、公共施設等の管理計画の概要についての説明がございました。委員の皆様からありませんか。次回素案の提出があるということですので、よろしいですか。それでは終わります。次 ⑥番、清里町若者雇用拡大奨励金事業の概要について。はい総務課参与。

〇総務課参与

それでは私の方から6ページになります。清里町若者の雇用拡大奨励金事業の概要についてご 説明をさせていただきたいというふうに思います。趣旨につきましては若者層の雇用環境の改善、 それから町内中小企業の採用意欲という部分の中で、いわゆる若者が雇用に関して清里になるべ く来るようにというようなきっかけ作りというような部分の観点からその趣旨を考えてございま す。対象事業者でございますけども、清里町内に本社本店を置く事業者ということで星印として 公共公益団体を除くということになりますので、役場でありますとか商工会、農協等は該当にな らないということになると思います。それから雇用期間の定めのない正規職員を雇い入れた中小 企業者ということです。いわゆる臨時職員は該当にならないと。それから雇用の契約時が40歳 未満ということにさせていただきたいというふうに思います。対象期間につきましては3年間の 時限ということにさせていただきたい補助金の額でございますけども1人につき10万円とさせ ていただいて雇い入れた年度のみしていきたいというふうに考えております。ですからこれは雇 用者に与えるのではなくて、雇用主に与えるということでご理解をいただきたいというふうに思 います。その他の要件でございますけども町民ということ。それから、町内の事業所ということ。 そして1年以上雇用したもの。そして医療福祉分野の新規職員を対象としないという部分を記載 しておりますけども、これについては他の制度がございますので、重複しますのでここは対象と しないということで進めていきたいというふうに思います。なおこの概要を説明したのち、ご了 承いただき、次回の常任委員会で要綱の提案をさせていただきたいというふうに思っております。 以上です。

〇勝又委員長

はいただいま若者雇用拡大奨励金事業の概要の説明がございました。議員の皆さんからありませんか。なければ終わりたいと思います。続きまして⑦番、清里町若者若年世帯居住推進家賃補助事業の概要について総務課参与。

〇総務課参与

7ページになります。清里町若者若年世帯居住推進家賃補助の概要につきまして説明させていただきたいと思います。

主旨につきましては若者の若者世帯の移住定住を促進して、人口の増加と地域の活性化を図って、さらには民間賃貸住宅との居住推進を図るというような部分を趣旨としております。対象につきましてはこちらも40歳未満という部分で、夫婦の場合は合計年齢が80歳未満というふうに、対象としていきたいというふうに。また、平成28年4月1日以降に清里町に町外から移住した方というふうに定めていきたいというふうに思っています。こちらの期間につきましても3

年間の時限にさせていただきたいというふうに思います。

補助の金額でございますけども、対象経費としまして民間の賃貸住宅の家賃の補助ということにさせていただきたいというふうに思います。補助率の算定の仕方でありますけども家賃から住宅手当を引き、2分の1をかけた額ということにさせていただきたいというふうに思いますけども限度額として単身世帯については5千円、世帯につきましては1万円。さらにプラスとして子ども1人につき、小学生以下の子ども1人につき5千円を加算していくという計算に基づいて補助金額を出していきたいというふうに思っております。その他の要件でございます。補助金額は1年間12カ月とさせていただきたいというふうに思います。期間中に出産があれば該当月に加算させていただきたいと。公住及び特定賃貸住宅いわゆる公的賃貸住宅は対象としない。社宅、寮などは対象としない。補助対象は家賃のみとして管理費等は経費から除く。世帯主が公務員は対象としないというような部分で設定させていただきたいというふうに思います。この公務員っていうのはいろんな角度から見方があると思いますけども、内部で想定しているのはいわゆる学校の先生であるとか、国の職員であるとか、移住をする意思があって来るんではなくて、職務命令によってここに来て、2、3年でまた転勤をするのが公務員としてはあると思います。そういった部分は世帯主が公務員は対象じゃないというふうに設定をさせていただきたい。その他生活保護者を対象としないというふうに設定をさせていただきたい。

シミュレーションさせていただきました。例えば30歳独身で家賃が3万6千円で入られたところ3万6千円から住宅手当が1万円あったとしまして2分の1、1万3千円になりますけども限度額5千円いうことになりますんで、この30歳の独身の単身者の方は月額5千円、1年間で6万円の補助をさせていただきたいというふうに思います。シミュレーション2、ご夫婦がいて、小学校のお子さんと幼児のお子さんが2人いる場合。家賃が6万円の場合、家賃から住宅手当が2万円あったと想定して2分の1をかけると2万円。ただし限度額が1万円ですので、1万円に子供一人につき5千円の加算がございますので、このシミュレーションでは3名いるということになりますので、1万円プラス1万5千円の2万5千円の補助、年間で30万円ということになろうかなというふうに思っています。そういった中で後程建設課の方の民間住宅の関係もございますけども、基本的には、先ほど申し上げました概要につきましても、ただいま申し上げました概要につきましても、若者を清里に入れるきっかけづくりにしたいというような部分から、この2つを提案をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

〇勝又委員長

若者若年世帯居住推進家賃補助事業の概要について説明がございました。委員の皆さんから。 はい池下委員。

〇池下委員

これ28年4月1日からいうふうに書いてあるんだけども実際問題うちの町に新たに来て民間で入って補助金というお話なんだけど、対象物件ってどのぐらいあるというふうに踏んでいるんですか。

はい、総務課参与。

〇総務課参与

ご承知のとおり、本町には民間の賃貸住宅がさほどございません。本当に限られた数かなというふうに思っております。10戸あるかないかぐらいかなというふうに想定していますけども、そういった部分それから先ほど申し上げました今後定めて実施されるであろう民間住宅の建築の関係、それらも踏まえながら、この補助制度を策定したということでご理解をいただきたいと思います。

〇勝又委員長

はい池下委員。

〇池下委員

新たに例えば建てる云々でなくても、例えば、よその町から来てどっか借家とかそういう部分も対象になるのかなと思うけど。実際借家に入っている方もそこそこいるのかもしれないんだけど、新たに来て借家っていっても現実借家ってほとんど聞かないような状況。空き家はありますけど。だから10戸あるかないかで、新たに民間が建てるって言っても3年間の計画でしょ。やる意味あるのかなというふうに思うんだけども。

〇勝又委員長

はい、総務課参与。

〇総務課参与

空き家という部分も対象としていきたいというふうに思っています。空き家の促進いわゆる空き家対策で売るというような、空き家バンクを通して売るというような方策を取っている方もいらっしゃいます。空き家の持ち主はどちらかというと売るよりもいわゆる賃貸に出したいという希望が多いですから、そういった部分の推進も含めた中で空き家対策の推進を含めた中での対応という部分も一つの観点かなと思ってございますし、先ほど申し上げました今度やるであろうと思われる賃貸住宅の建設も視野にも入れておりますし、今の原課の考え方ではいわゆる1年間の時限ということでありますので、この期間の間に契約をすれば、そこから1年間は補助するというふうに考えて、ですから例えば31年の1月に入居した方がいたとしたら、それから1年間は補助していくというふうにも思っておりますので、3年間まるまる実施していきたいというふうに思っておりますけども、池下委員ご指摘のとおり最初の半年ぐらい数は大分少ないんじゃないかというような部分もありますけども、空き家の推進なり色んな部分で対応が可能な補助制度というふうに。

〇勝又委員長

池下委員。

〇池下委員

参与の方から説明あって、空き家の対策に関しても売るということじゃなくて、貸したいという話なんであるならば、例えば個人で住宅を持っている人だと住宅補助事業というのが1回30万限度額ありますけど、これ個人で持っている人が空き家を貸すっていうことになったら必ずリフォームしなきゃならん。貸す物件に関してもリフォームに関しては、住宅補助事業出ないんですよ。お金をかけてまで貸そうという人がどれだけいるのかという問題。こういうふうに補助を出すんであれば、空き家に対して補助事業でリフォームするからどうなんでしょうというところもしっかりと整備しなかったらおかしいでしょうっていう話なんですよ。件数が10件ぐらいって言っていますけど、私はそんなに数はないと思いますよ。こういう試みってやったことがないんで3年間という限定でやるのは別に私は良いと思いますよ。ただやっぱりこういうふうに、単発で物を考えるんでなくて、連携した中で物事を解決していかなかったら人は来ません。私はそう思いますけど。

〇勝又委員長

はい、総務課参与

〇総務課参与

その連携というような部分では、当然さまざまな事業展開を図る中の1つの連携事業として捉えております。池下委員の御指摘のとおり、決してうちの民間住宅いわゆるこの住宅を使うものが、数は多くはないのかなというふうにも思っておりますけども、当然今後民間住宅の推進でありますとか、その空き家の対策でありますとか。そういった意味での連携を捉えながら若者を少しでも呼び込みながらそういった民間住宅なり空き家対策なり、そういったものとも整合性をとりながら進めたいというふうに思っておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

〇勝又委員長

池下委員。

〇池下委員

若い人たちを町に呼び込むということが趣旨でやるんであれば、空き家住宅はほとんどない、 借家がほとんどないということで空き家を重点的にやるんであれば、そこに借りる人のリフォームの金額は、町が全額負担しますよと言った方がいいと思いますよ。そうでないと来ませんよ。 そんなに簡単に若い人、職場もないし、住宅の問題に関しても貸す側だってそういったリフォームに関してはお金が出ない。どうしても後ろ向きになってしまう。そうやって考えた時にやっぱり若い人たちを呼び込もうと思うんであれば、もっと大胆な発想で物事を考えていかないと。実態としたらなかなか難しいと思いますけど。いろんなことを想定しながらやっていただければと思います。

〇勝又委員長

はい、総務課長。

〇総務課長

今池下委員の御質問の中にありました、総合的な視野に立った中でものを考えていくべきではないのかということにつきましては、御拝聴しながら進めていきたいなと思います。今回のこの要綱の趣旨は町外からうちの町に来てもらいたいと、それを一つのきっかけとしていきたいなと。そして最終的にはうちの町の魅力を知っていただいて、うちの町に定住していただきたいという。そういう観点から一つのきっかけとして今回補助をさせていただきたいということでございます。

建設課の方で今考えております、今後どのような推移していくか、今のところ不確定でございますが、民間住宅が今後増えてくるだろうという想定のもと、逆に住む方にも支援をしていきたいという考えで、今回支援をしていきたいというふうに考えてございますので、その辺は御理解いただきたいなというふうに考えてございます。

〇勝又委員長

いいですか。他。はい加藤委員。

〇加藤副委員長

大切な事業だと思うんですが、事業の主旨は今課長言われたんですが、大きなポイントという のは、明年度から始まる民間住宅の部分を踏まえた分も非常に大きいんだろうというふうに私は 理解しているんですが、そのことを踏まえた時には町内町外っていう限定、同じ民間施設の中に 町外の人はこういう優遇策で入ると。清里町で働いて住宅を求める人は何もないということにな ってしまう。そうすると主旨は清里に他から来て住んでいただきたいという部分があるんですが、 こんな論議はあれなのかもしれませんが、民間でせっかく建ててもらった住宅が空いているよう な状態であっても困るよなと、そうだとした時にそういうものを少しでも解消し、清里に住んで もらいたいということで、この部分ができたんだろうと思うんですが、同時に清里に生活してい ながら清里で民間住宅に入りたいっていう人だって、例えば公営住宅に入りたいけど入れない、 公営住宅より民間住宅が安ければ良いんですけども、そうでない部分については、若年層に対す る手当だってあってしかるべきなような。その辺もそう、先ほど課長が言われたように総合的に これからのことを考えておりますという部分があるんで、一つの展開だけでなくて、同時に町外 からの家賃の補助という形の中で事業展開っていうのも良いと思います。だけど同時に清里にい て民間に入る人に対する若者に対してはどうするんだという、総合的に同じように住んでいただ ければ清里町民になるわけですから、入ってくるばかりあるいは交流人口ばかりと言っています けど、やっぱり基本はここに住んでいて、これから力強くやっていくというのが原点であります ので、その辺を十分に踏まえて、総合的に事業の推進に努めていただきたいと思います。

〇勝又委員長

総務課参与。

〇総務課参与

副委員長おっしゃられましたことを十分に拝借しながら、今回につきましてはただ今課長申し上げました部分もございますので、総合的に判断をさせていただきながら、新たな取り組みとし

てこれは1つのきっかけ作りというような部分もございますので、今後とも住民も含めた形の中での内容についても議論していきたいというふうに思っております。

〇勝又委員長

はい他ありませんか。なければ総務課了点全般を通しまして質問漏れ等ありましたら。堀川委員。

〇堀川委員

今回の議題とは離れるんですけど、もっとも美しい村連合加入についてっていうことでぶり返すつもりはないんですけども、自分なりにちょっと疑問に感じているところですとか、これからの課題っていうにもつながるんではないかということで、ちょっとお話させていただきたいんですけども、美しい村連合に加入するには、議会の承認が必要ということで先月委員会にもかかりましたし、委員全体の協議会っていうことで協議させていただきました。その中でまだ町民の皆さんに周知が十分されていないんじゃないか、まだそこまでの気運が要請されていないんでないかというような、意見がたくさん出たように感じたんですけども、その中で時間も足りないっていうことも十分あったんですけども、議員の中の協議会の中であの形の中で承認されたっていうような形になって、次の日に新聞にも出ましたし、町民向けの広報にも加入申請をすることになりますということででたんですけども、どうも流れの中で議論する時間がまず足りないということと、その町民への周知の仕方というのがどうも勇み足的になっているんじゃないかっていうふうに感じることがあったので、この点を今後課題としてその必要な議論が必要なものに対しては、しっかり議論をする時間を持つですとか、その町民への周知の時間的なものもきちっとした中で、やっていくべきだと思うんで、その辺を意見として申したいと思います。

〇勝又委員長

総務課長。

〇総務課長

堀川委員の今の御意見でございます。前々回の12月の時におきましても、提案される議案については、もう少し時間を持って余裕を持って提案をしていただきたい、そして議論を深めていただきたいという議会の方から申し入れがございました。今回私どもスケジュール的なこともございまして、前回お話をさせていただいたところでございます。今後様々な形で議会との議論等々はできるような余裕を持った提案の仕方をしてまいりたいというふうに考えてございますのでよろしくお願いいただきたいと思います。

〇堀川委員

ぜひよろしくお願いします。

〇勝又委員長

ほか委員さんありますか。なければ総務課以上で終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。

生涯教育課5点あります。まず1点、清里町教育推進計画の策定について。生涯教育課より、 よろしくお願いします。生涯教育課長。

〇生涯教育課長

生涯教育課①清里町推進計画の策定について、②の第8次清里町社会教育中期計画の策定につきまして、関連がありますので一括して説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〇勝又委員長

よろしいです。

〇生涯教育課長

議案の1ページをご覧ください。それと別冊の資料2、資料3もお手元にご用意をいただきたいと思います。1ページでございますが、まず、清里町教育推進計画でございますが、計画の策定の主旨につきましては清里町における教育全体の振興発展のため教育基本法の主旨に基づきまして、本町における教育施策を総合的・計画的に推進していくために策定するものでございます。なお清里町教育推進計画それと中期計画につきましては、現計画が平成23年度から27年度の計画までとなっていることから、新たに5年間の計画を策定するものでございます。

推進計画の方でございますが、主旨につきましては先ほど言った通りでございます。計画の期間(2)でございますが、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画でございます。(3)策定にあたりましては町内の小中学校長4名、社会教育委員の代表3名、スポーツ推進の代表3名計10名で構成いたします。清里町教育推進計画策定委員会を設置しまして、審議の方をしてございます。策定委員会議でございますが、全体会議を2回、専門会を3回開催しまして、2月9日に策定委員会より教育長委員長へ答申がされてございます。

今後のスケジュールでございますが、2月16日から2月29日の期間。町民意見提出手続き、 パブリックコメントを行い、最終計画案を作成しまして、3月の教育委員会で議決しまして3月 末までに計画書を作成していきたいと思っているところでございます。

続きまして2番目の第8次清里町社会教育中期計画でございますが、この計画の主旨につきましては記載の通り清里町におけます社会教育の進むべき方向性を示しまして、町民一人ひとりが心豊かに暮らすとともに、主体的な学びを通していけるようさらには持続可能な地域社会の構築を目指した学習活動を推進するために策定するものでございます。

計画の期間につきましては、先ほどの推進計画と同じく平成28年度から32年度までの5カ年計画でございます。こちら策定に当たりましては策定委員会を組織してございまして社会教育委員15名、スポーツ推進委員15名公募委員2名計32名で構成をいたしました。委員会議につきましては、全体会議を4回、専門部会は幼少年育成子育て部会、生涯学習文化読書活動部会、健康づくり生涯スポーツ部会、学習環境部会これらの部会それぞれ2回を開催し、審議を行ってございまして、昨年12月22日に答申がされてございます。

こちら今後のスケジュールにつきましても、教育推進計画と同じくパブリックコメントを2月

16日から2月29日までの後、教育委員会で議決しまして、3月に計画書を作成発行を予定してございます。各計画の原案につきましては、担当であります主幹及び総括主査より別冊の資料に基づきまして説明をいたします。

〇学校教育G総括主幹

委員長。

〇勝又委員長

はい。

〇学校教育G総括主幹

それでは、教育推進計画の説明、原案につきまして御説明をしたいと思います。教育推進計画、めくって、目次をご覧いただきたいと思います。目次になりますが、本計画につきましては大きく2章に分かれ、第1章では計画策定の基本的な考え方としまして、第1節、計画策定の目的と意義、第2節、計画策定の基本方針、第3節、計画の構造ということで、計画全体の骨格のフレームを表現しているところでございます。第2章では、計画の目標と施策について第1節で計画の基本目標と推進目標。第2節で計画の基本施策と取り組みに関して具体的な取り組み内容を学校教育の充実及び社会教育の充実と題しまして、表現をしているところでございます。

それでは1ページをご覧いただきたいと思います。第1章計画策定の基本的な考え方、第1節計画策定の目的と意義でありますが、本町の教育は豊かな心と文化を育てる、学びと交流と人づくりのまちを基本目標に平成23年度から27年度の教育推進計画のもと推進してまいりました。引き続き清里町の教育を絶え間なく推進していくため、この間の取り巻く環境の変化や、新たな課題に対応した計画になるよう第5次総合計画との整合性を図りながら、計画を推進してまいります。

第2節計画策定の基本方針でございますが、本計画は、幼児学校教育及び社会教育の2つの観点から構成され、計画期間につきましては先ほどありました通り28年度から32年度までの5カ年としてございます。なお計画期間中においても大きな変化や制度改正があった場合は、必要に応じて見直しを図ってまいります。2ページをご覧いただきたいと思います。

第3節計画の構造でございますが、本計画は清里町民憲章、清里町教育目標に基づき策定され、 各学校の教育目標や経営計画並びに第8次の清里町社会教育中期計画につながり第5次の清里町 総合計画との相互性を図ってまいります。

3ページをご覧いただきたいと思います。第2章計画の目標と施策、第1節計画の基本目標と 推進目標は基本目標としまして、ふるさとに誇りを持ち未来に向かって人と文化を育む教育のま ちと題しまして2つの推進目標であります心豊かで自信と誇りと夢を育む学校教育の推進、学び の場が人とまちをはぐくむ社会教育の推進のもと各種施策に取り組んでまいります。

4ページをご覧いただきたいと思います。第2節計画の基本目標と取り組み、学校教育の充実のうち幼児教育についてでございます。現状と課題につきましては幼保一元化の課題、幼少期から小学校教育への接続の課題、家庭における子育ての課題等課題解決に向けた関係機関の連携強化がございます。5ページをご覧いただきます。具体的な取り組みとしまして、幼児教育の充実義務教育等への円滑な移行に関するそれぞれの項目に即した取り組みを行ってまいります。6ペ

ージをご覧いただきたいと思います。学校教育の推進でございますが、現状と課題につきましては、確かな学力の育成としまして、全国学力学習調査から見られる学力の課題、また I C T 教育の活用特別支援教育の充実などがあります。 7ページをご覧いただきたいと思います。豊かな心の育成では自己肯定感や道徳教育を高める活動。いじめや不登校につながるトラブルの防止など、児童生徒の心に寄り添う対応が求められております。健やかな体の育成では、全国体力運動能力運動習慣等調査から見られる体力の課題、食習慣の乱れからくる健康への影響など正しい知識と生活習慣の確立が求められております。

8ページをご覧いただきたいと思います。社会の変化に対応した教育の推進では、ふるさとへの誇りと愛着、将来の希望を見据えた生き方、また国際理解教育の定着体験活動からの学習など地域とのかかわりをより充実していくことが必要でございます。良好な教育環境の整備では、より安全安心な環境で学べるよう、学校施設の整備や安全教育安全対策の推進、また地域の学校のあり方などについての検討が必要となってございます。9ページをご覧いただきたいと思います。信頼される学校づくりの推進では、地域と学校をつなぐ体制の強化としまして、コミュニティースクールの導入を推進していく必要がございます。高等学校教育の支援では、清里高校が地元の高校として存続するため、特色ある高校づくりを応援し、清里高等学校総合支援対策事業により支援を継続していく必要があります。

10ページをご覧いただきたいと思います。豊かな学力の育成に対しましての具体的な取り組みとしまして、指導の改善、基礎的知識の習得、小中高連携の強化、家庭教育の充実、特別支援教育の充実などの項目につきまして、具体的な取り組みを図ってまいりたいと思っております。

11ページをご覧いただきたいと思います。豊かな心の育成に対しましては、道徳教育の充実、読書活動の充実、社会教育と連携した体験活動の充実。また相談体制の充実を図ってまいります。健やかな体の育成に対しましては、スポーツの奨励、食育の推進、生活習慣の定着など体づくりの基本に基づいた取組みの推進を図ってまいります。

12ページをご覧いただきたいと思います。社会の変化に対応した教育の推進に対しては、国際理解教育、ふるさと教育キャリア教育の推進により、社会に1歩踏み出せる自己肯定感の向上に向けた取り組みの推進を図ってまいりたいと思っております。良好な教育環境の整備に対しましては、学校施設の整備、特別支援専門員による就学支援による安心な学校生活、交通安全など通学体制の強化、学校規模適正化に向けた検討などの推進を図ってまいりたいと思っております。信頼される学校づくりの推進に対しては、迅速な情報提供。学校評価の充実、またコミュニティースクールの導入、教職員の資質向上などの組織体制の充実を図ってまいります。高等学校の推進に対しては、清里高校入学者確保に向けた各種取り組みの推進を図ってまいります。

以上学校教育の充実までの部分の説明を終わります。引き続きまして原田主幹より社会教育の 充実の部分、及び第8次社会清里町社会教育中期計画についての説明となります。

〇社会教育G主幹

次に社会教育の充実の部分について御説明申し上げます。社会教育に関しましては、第8次清 里町社会教育中期計画の内容を基本としておりますので、資料3、第8次社会教育中期計画こち らで御説明をいたします。

第8次社会教育中期計画につきましては、計画期間を平成28年度から32年までとし、基本目標を学びの場が人とまちをはぐくむ持続可能な暮らしのためにとしております。日々行われて

おります個人や団体の学習。文化スポーツ等の活動につきましては、個々人の人生を豊かにし、生きがいを育んでまいります。本計画では学習活動を通して個人や団体これらをつなげていくことにより個人の成長が促されるとともに、まちづくりに主体的にかかわり、また町を活性化していく、そんな住民のエネルギーをはぐくみ豊かな暮らしを持続していく、そのことを目指して、本計画が策定されております。では具体的な内容につきまして御説明申し上げます。5ページ6ページをご覧ください。

本計画につきましては、5つの領域から構成されておりまして、それぞれ推進目標を定めてお ります。推進目標1につきましては、幼少年教育についての領域であります。子どもの自立支援、 社会性を培うことを目指し、体験活動の充実、それから体験活動を推進するための各種団体の育 成に努めていくこと。また、国際理解教育の充実等を基本施策としております。推進目標2につ きましては、主に大人の学び、文化読書活動についての領域でございます。学ぶ意欲、地域活動 に参加する意欲を育むための学習活動、豊かな心と感性を培う文化活動、そして豊かな暮らしを 創造する読書活動の推進を基本施策として参ります。推進目標3につきましては、健康づくりと スポーツの領域でございます。運動を通した健康づくりの推進、スポーツに親しむ機会の充実、 スポーツの技術力向上を基本施策としております。推進目標4につきましては、これら学習活動 を推進するための環境整備の領域であります。社会教育施設の維持管理と活用、学習情報の収集 整理そして提供。また各委員活動の充実を基本施策としております。推進目標5につきましては、 子どもの読書環境の整備の領域でございます。策定委員会の中で、今後力を入れていかなければ ならない領域であるという議論になり、子どもの読書活動推進計画として目標を掲げ、推進して いくべきということになりました。基本施策は家庭や地域における読書活動の充実、図書館にお ける読書活動の推進、保育所、幼稚園、学校等に対する読書活動の支援としております。次に主 な具体的な取り組みについてご説明いたします。 アページ、8ページをご覧ください。幼少年教 育、家庭教育の推進につきましては、現在実施をしております。清里こども塾を見直しを行い、 体験活動をさらなる充実に努めてまいります。また、国際理解教育の推進につきましては、現在 派遣しております外国人英語講師事業を充実させるとともに幼少期の子どもや保護者を対象とし た事業を新たに展開し、グローバルな人材を育成するための素地を培ってまいります。

次に9ページ、10ページをご覧ください。生涯学習と文化読書活動については、学習活動の成果が地域づくりに結びつくよう清里セミナーなどの講演会を実施しておりますが、これらにつきましても聞くだけの形態、これを一部見直しまして、ワークショップ形式などの形式を増やしまして、住民の参加する皆さんが議論をし、そして住民の方同士がつながる場を多く提供してまいります。また、学習の基本である読書活動につきましては、図書館の機能を充実させ、町民の読書意欲を喚起させる情報の提供や事業の充実を図っていくと共に、保育所、幼稚園、各学校との連携を強化しながら、町内の読書環境の整備に努めてまいります。

次に11、12ページをご覧ください。健康づくりと生涯スポーツにつきましてでございますが、これまで実施してまいりました健康づくり事業のプログラムの見直しを行いまして、より効果的な事業の展開に努めてまいるところでございます。また健康づくりが特に必要と思われるような方につきまして、講座を受講してもらえるための工夫も検討していかなければなりません。スポーツを行う人を増やし、コミュニケーションが図れる場づくりを行ってまいります。次に13、14ページをご覧ください。学習環境の整備につきましてでございますが、老朽化しております施設につきまして計画的に改修をして参ります。また学習情報の提供につきましては、新た

なメディアの活用も検討するなど周知宣伝の工夫に努めてまいります。さらに各種委員の活動につきましては、会議の回数を増やし、住民の意見を聞き、議論をする場を多くしていきたいというふうに考えております。

次に、15ページからの子どもの読書環境の整備についてでございます。家庭での読書環境を 推進するための事業や各学校の読書活動の支援を行ってまいります。また図書館だよりの見直し による情報提供の充実、読書習慣に合わせて図書館事業を開催するなど図書館機能の充実を図っ てまいります。

次に19ページ目の計画の推進についてでございます。この計画の最中新規事業を立ち上げる際には既存事業の廃止や見直しを行うこと、また住民の皆さんの主体性を育むことに考慮をする。また住民のコミュニティーづくりについて配慮をすること。これらにつきまして答申に盛り込まれており、計画にも反映しているところでございます。また計画の具体的な推進につきましては、社会教育委員スポーツ推進委員の中で議論を深めながら、具体的に進めていくと共に計画の進捗状況これにつきましても各委員の中で確認作業を行っていくこととなっております。以上が社会教育中期計画の原案でございます。

以上で説明を終わります。

〇勝又委員長

委員各位の各委員の皆様から質問意見等ございましたら。はい池下委員。

〇池下委員

まず教育推進計画資料の2の4ページの一番下段であります。地域の子育て支援認定こども園と幼保一元化について検討しますと書いてある。具体的に計画があるんですか。

〇勝又委員長

はい、生涯教育課長。

〇生涯教育課長

幼児教育の部分の下段、認定こども園幼保一元化の関係でございますが、現在中心となっているのは保健福祉課の方で進めているわけでございますが、保健福祉課と連携をとりながら私立幼稚園もうちの町にありますので、そこの園長さんも含めた形で協議が始まったという段階でございまして、私立幼稚園側の理事会の方にもお話をしながら、今後認定子ども園といいますか、幼保一元化につきまして検討していくということでご理解いただきたいというふうに思います。

〇勝又委員長

池下委員。

〇池下委員

去年ですか。保育所の方も1歳半から受け入れるということで1千200万補助金使いましたけど、どちらも建物自体が相当老朽化しているという現実。それと今回こうやって8次の社会教育中期計画の中の8ページの中にも謳われているんですけど、子育てを考える保護者同士が情報

の悩みを共有するとかってこう書いてある。それってやはり幼保一元化になって1つの建物の中でいろいろな教育子供に対する教育とないと親同士の連携はほとんどないっていうのは現実なんですよ。保育所の親と幼稚園の親ってほとんど繋がりがないっていう。そういったことを観点に考えますと、これ今やっとテーブルについた段階ということなんですけど、建物の老朽化等も考えたらここ2、3年のうちに結論を出し動いていかなければならない問題かなというふうに思います。速急に事業としては立ち上げてやっていただきたいっていうふうに思います。

〇勝又委員長

はい課長。

〇牛涯教育課長

今池下委員からありましたとおり、保育所、それから幼稚園とも施設がかなり老朽化しているというのを、町それから幼稚園側も認識をしているところでございまして、共通理解をしてございます。今後保健福祉課が中心になるかと思いますけども、教育委員会も連携をとりながら幼稚園側とも協議を重ねながら、この幼保一元化にむける検討を進めていきたいというふうに思っています。

〇勝又委員長

他、河口委員。

○河□委員

認定保育園について少し勉強させていただいて、これはもう既に全国的にはかなり早くから出ていると思うんですけども、メリットが非常に大きいにもかかわらず、全国的になかなか進まないという現状の中いろんなことが書かれております、ネット上の中では。その中で今回一番必要なのは、教育行政をどうしていくんだということがよく書かれている。私はここの町の認定の中で建物の話が先にもう進んでいるっていうことについて、ちょっと違和感がある。今の池下委員の当然施設の古くなっているということはあるんですけども、真っ先に教育行政の中で認定保育園、幼児一元化がどうやってプラスになるんだということをまっ先に論議していただきたいと思います。建物ありきで先行しない。あくまでも教育行政の中で清里の幼保一元化がどういうふうにメリットになるんだということを大きく語っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと。

〇勝又委員長

はい、生涯教育課長。

〇生涯教育課長

先ほどの池下委員におかれましても建物でだけではなく、親同士子ども同士の教育環境のためにということがありましたので、その部分も含めまして、お二人からの御意見を参酌しながら、 今後のこの協議について検討を進めていきたいというふうに思います。

はい、よろしいですか。他委員さんありませんか。はい伊藤委員。

〇伊藤委員

社会教育中期計画の方なんですけども、13ページ。学習環境の整備というところなんですが、ここの最初の説明の中で、前の委員会の時にもちょっと言わせてもらったんですけども、圧雪車等の話が出てきております。14ページで具体的な取り組みの中にスキー場の圧雪車の更新による安全で滑りやすいコースの維持管理という部分が具体的に出ているんですけども、28年から32年度という中でいろいろ優先順位等々あるとは思うんですが、ここの圧雪車に関しては今現段階で、優先度どれぐらいで考えているのかっていうことをお聞かせ願いたいと思います。

〇勝又委員長

生涯教育課長。

〇生涯教育課長

今の御質問でございますが、圧雪車の関係につきましては、スキー場維持管理を今後運営する 上では大変ウエイトが高いというか、優先度が高い事業というふうに認識をしています。

〇勝又委員長

伊藤委員。

〇伊藤委員

この間ですね。実はちょっと現場を見て来たんです。圧雪車等もアルバイトの方等々に話を聞き、現物を見ながら確かにかなりひどい状態だったんですよ。いろんなところが溶接でつなぎ合わせてあって、さらに修理、こないだも話しましたけども、部品も無いでこれが明日いってしまう可能性もある。そうなった場合には圧雪車がないと絶対的にスキー場は運営できないっていう。何とかなる、だましだましっていうことじゃない。圧雪車が動かないと運営ができない。その圧雪車自体が限界をはるかに超えていると。今年もちょっとしたことでも登らなくなったり、ちょっとでも雪をかいて土が出てくるとそれ以上は絶対登らない。穴になっちゃう。さらにはスキー場今普通に滑れるところと教育というか競技用のところも別コースみたいに作ってやっているみたいなんです。父母の方に聞くと。どうしてもそっち側のコースは削れちゃうわけで終わった後に保護者とかで直そうとするんだけども、夜なってくるとガリガリになってできなくてこれは圧雪車で一回一回やってもらわないと次の日に普通に滑る時にすごく危険が伴うんだと使用されている方々からもかなりいろんな意見出ていたんですよね。だからスキー場としても、うちの町としてこのスキー場を今後も維持していくんだという考え方があるのであれば、確かに高価なものですし、いろいろ難しい部分がありますが、優先度はかなり高いとは言ってくれたんですが、かなり高いような気が私はしているんですけどいかがでしょう。

〇生涯教育課長

先ほど申したとおりスキー場を今後も運営する上では圧雪車のウエイトはかなり高いというふ

うに認識はしてございます。伊藤委員言われたとおり圧雪車につきましては毎年修繕を重ねながら何とか過ごしている状況でございます。緑スキー場の今後のあり方も含めまして検討しながら例えば教育的に絞るのか健康づくりその他も含めていろいろ議会とも今後協議をさせていただきたいというふうに思っております。

〇勝又委員長

ありますか。なければ進みます。③番北海道清里高等学校総合支援対策事業について。生涯教育課長。

〇生涯教育課長

生涯教育課の3番目、北海道清里高等学校総合支援対策事業についてということで議案の2ページをご覧いただきたいというふうに思います。

ここに記載の支援事業内容につきましては、従来までの既存事業、それから28年度からの新規追加事業をあわせたものでありまして、下線を引いている内容が新たな事業でございます。2番目の進路指導強化対策費補助としまして、通信制予備校の東進ハイスクール在宅受講コースの受講料補助。それから8番目の町外からの通学支援としまして小清水からのスクールバスの運行とその他町外からの交通費JR運賃の助成、9番目の国公立大学入学者支援としまして、国公立の大学に入学した場合、入学金及び初年度授業料を補助。10番目の英語教育の推進強化としまして今まで以上に、高校への外国人英語講師の派遣や留学生のサポートのため外国人英語指導助手を重点的に派遣しまして、英語力の向上強化を図ってまいります。11番、学校給食の提供としまして希望者に対しまして町の学校給食を提供します。以上が新たな支援事業内容でございます。

なお支援事業の4番、既存事業で入学支度金事業でございますが、議会の中でもいろんな御意見等がございました。これにつきましては来年度清里高校へ入学する生徒に対しまして、高校の合格発表後の支給申請等事務手続きを進めまして3月中に前倒しで支給をしたいと考えておりますので、27年度の高校支援事業の執行見込額それと必要な支度金の所要額との差額分につきまして、3月の議会で補正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

3ページをご覧ください。これにつきましては、清里高等学校総合支援対策事業の実施要綱でございます。新たな支援実施に伴いまして、要綱の改正が必要となりますので、説明をさせていただきます。左側が改正後の要綱で、右側が改正前の要綱でございます。下線部分が改正箇所でございます。第2条の事業でございますが、改正後第6号の町外通学経費補助、第7号国公立大学入学者補助、第8号学校給食の提供、第9号スクールバスの運行を追加しまして、第10号に町長が特に必要と認めるものを改正前が第6号だったものを繰り下げてございます。第3条の期間につきましては、平成27年度から29年度までとなっているのを新たな事業を追加しましたので、平成28年度から30年度までに3年間に改正をいたします。4ページをご覧ください。第4条の補助金等の交付申請につきましては先ほど説明いたしました。第2条の事業につきまして補助金等につきましては交付申請書の申請書により申請それ以外の事業、第8号・第9号の学校給食スクールバスの運行につきましては、申込書により申請する旨の規定を追加してございます。

附則につきましては施行期日を定めるもので、平成28年4月1日から施行3月31日までの事業については、従前の例によるものでございます。以上で要綱改正の説明を終わりますが、現在の清里高校の出願状況でございますが、先週まで出願状況の変更受付が行われましたが、清里高校につきましては前回説明いたしましたが変更がなく、現段階で37名という状況でございます。さきの委員会でも御意見等ありましたとおり、高校に入学してからの支援連携が重要だというふうに御意見等いただきました。今後高校と連携しながら清里高校の魅力ある高校づくりをより一層進めていきたい考えでございます。以上で説明を終わります。

〇勝又委員長

高等学校総合支援対策事業についての説明がございました。委員の皆様から。 はい池下委員。

〇池下委員

4番の入学支度金補助の10万円なんですけど。去年清里高校に入学した父兄の方から支度金の時期が非常に遅かったという話がありまして今、課長の説明の中でも3月中にっていう話があったんですけど、これ入学の決定が3月の17、8日ぐらいですか。3月中にと言わずなるべく早い段階で出してあげれるように配慮してあげればなというふうに思いますので事前に広報等そういった申請はなるべく早目に出しくださいっていうのをお知らせしてくれるような配慮が必要なのかなというふうに思いました。

それと10番の英語教育の推進強化で昨年までモトエカから実は来ていましたけど、ちょっと体調を悪くして帰られてから東京の方から来ているっていう話だったと思うんですけど、ちょっと私も記憶も曖昧なところもありました。今後もモトエカとの友好関係の中でこういうふうな事業をまた進めていくのか。去年みたいに国内でまた調達していくのか。その辺はどういうふうなのか、ちょっとお知らせいただけるのか。

〇勝又委員長

生涯教育課長。

〇生涯教育課長

まず1点目の、入学支度金の関係でございますが、委員おっしゃるとおり早めに支給したいというのはやまやまなんでございますが、合格発表後の申請ということになってございまして、その後合格発表後、すぐ高校から名簿等入手しまして、その方たちにはすぐ連絡して申請をしてもらうような形をとりたいというふうに、今事務手続を進めたいということで検討してございます。昨年までは4月の末にこの支度金がなってしまったということがありまして少しでも早くということで3月中支給に向けて、先程言った通り補正も含めて今後進めていきたいというふうに思っております。

それから2点目の英語指導助手の関係でございますが、昨年から民間業者の方に委託をしまして事業を行っているところでございますが、今年度中もモトエカの方と連絡をとりながら良い方等ありましたら連絡をくださいということで連携をとっていたわけでございますが、なかなか見つからなかった部分あります。28年度におきましても現在のところ、今と同じ民間の委託業者

により対応を考えてございますが、モトエカとの友好関係もありますのでそちらの方も並行して 連絡をとりながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

〇勝又委員長

ほかありませんか。堀川委員。

〇堀川委員

今回37人の応募があった願書が出たということで、この支援事業が中々インパクトあるもので、それだけ人が集まってきたんだろうなというふうに評価するんですけども、この後結構な大所帯でこのままいくと学校全体で順調にいけば100名を超えるような高校になっていくんだろうと思いますけど、その中で例えば東進ハイスクールの受講料の補助事業ですと。大体どのぐらいの子どもが受講を希望してその金額がいくらぐらいになるのかというところはつかめているんでしょうか。

〇勝又委員長

生涯教育課長。

〇生涯教育課長

東進ハイスクールの事業につきましては、新たな事業ということもありまして、現在こちらの 方でどれだけ受講するかは、実際問題わからないわけでございますけども、予算的には大体10 名程度ということで、今のところ予定をしてございますが、今後実際事業が始まった段階でまた その実績等も考慮しながら検討していきたいというふうに思っているところでございます。

〇勝又委員長

堀川委員。

〇堀川委員

仮に10名だとしたら幾らぐらいの金額になるかわかりますか。

〇生涯教育課長

1人当たり10万、11万程度かかりますので110万、120万位の予算規模ということでご理解いただきたいというふうに思います。

〇勝又委員長

はい堀川委員。

〇堀川委員

人数も増えていくということで、それだけいろんな面での支援も増えていくだろうし、お金もかかっていくと思いますので、例えばニュージーランドに1年生が全員行くっていうところもある意味では考えていかなきゃならない場面だと思いますし、子供たちにとって清里高校が良い学校なんだ。行きたくなるような学校なんだ。行ってよかったなっていう学校になるような子供た

ち目線の支援の方にシフトしていかなきゃならない場面もあると思いますので、その辺も考慮しながら今後の支援っていうのをちょっと一回練り直してはいかがと思います。

〇勝又委員長

牛涯教育課長。

〇生涯教育課長

堀川委員おっしゃったとおり先ほど言った東進ハイスクールそれから高校の1年生の海外の派遣の話も出ましたが37名となると大変な部分ございますが、それらも含めまして高校支援対策事業に今までの既存事業、それから28年度から行う事業もありますけども、それらをきちんと実績等を見ながら精査しながら、今後今言われた通り、子供たちの目線での支援が必要だということでございますので、こちらの方もそういう考えでございますんで、その辺考慮しながらこの支援対策事業について色々と見直し等も含めながら進めていきたいというふうに思います。

〇勝又委員長

他ありませんか。なければ終わりたいと思います。④番清里町スポーツ合宿等誘致支援事業について。生涯教育課担当。

〇社会教育G主査

それでは私の方から清里町合宿誘致支援事業について説明いたします。5ページ目をお開きください。清里町スポーツ合宿等誘致支援事業、支援実施要綱、改正概要を載せております。今回の改正の主旨でございますが、現在で本町においてはスポーツ合宿を行う町外の団体の支援を行っているところでございますが、今後これらの合宿団体を継続した支援と交流人口の拡大を図っていくために合宿団体だけでなく、その合宿団体を支援している町内の団体の活動に対しても支援を行っていこうというものでございます。改正の内容といたしましては、合宿団体を支援する支援団体の実施する交流事業及び誘致事業に対して次のとおり補助を行うものということで2点挙げてございます。

1点目につきましては合宿団体との交流、及び誘致事業にかかわる交通費宿泊費の誘致を補助するものでございます。なお1支援団体につきまして15万円まで。1人当たり3万円を上限といたします。2点目でございます。合宿団体との地域交流会及びスポーツ教室等の開催経費の2分の1を補助するものでございます。こちらにおきましても地域交流会の開催経費につきましては、合宿団体の支援に係る経費のみとし、30万円を1支援団体につきまして30万円を上限とするものでございます。また①と②の合計の限度は1支援団体につき50万円としているものでございます。実施時期につきましては来年度4月よりいただきます。以上で説明を終わります。

〇勝又委員長

ただいまスポーツ合宿等の誘致支援実施事業についての実施誘致支援事業についての説明がございました。各委員から。はい堀川委員。

〇堀川委員

スポーツ合宿については、東京大学の陸上部が清里に来ているということで、これがそれに当てはまるというふうに想定するんですけども、今地域おこしの交付金をもとに後援会が歓迎会をやったりしているはずなんですけども、それがこの新しい誘致支援のこのものに置きかわるっていう感覚でよろしいんでしょうか。

〇勝又委員長

はい牛涯教育課長。

〇生涯教育課長

堀川委員おっしゃったとおり、従来東京大学陸上運動部の後援会がうちの町にありますけども、後援会つきましては町民課の方で行っておりますまちづくり推進事業交付金を活用しているところでございます。この交付金の主旨につきましては団体との立ち上げが主な目的ということでございまして、内部等で協議をいたしまして、本町におきましてもこの合宿の支援を今後推進していく上で来る団体だけではなくて、合宿を支援する団体につきましても、こちらの支援事業一体となって進めていく観点からそのような要綱を改正したわけでございます。今想定しているのはおっしゃったとおり東京大学の陸上運動部の後援会ということで、そちらの方の町づくり交付金が今まで5分の4なりの補助と年度によって違うかもしれませんけど50万円上限で交付されていたということで聞いてございます。こちらの合宿支援におきましても、この想定する東京大学の陸上部の後援会につきまして、要綱の中で該当することで進めていきたいということでご理解いただきたいというふうに思います。

〇堀川委員

再度確認ですけどもまちづくり交付金を使って東大の陸上部の関係はしないってことですか。

〇勝又委員長

生涯教育課長。

〇生涯教育課長

はい。まちづくり交付金の中では後援会はしないっていうこと。

〇勝又委員長

ほか、池下委員。

〇池下委員

こういうふうな団体を応援するっていうのは良いと私も思うんですよ。それで去年は東京大学を初めとして8月の前半だと思うんですが、剣道でおよそ200人ぐらいでしたか。そのほかにも中学校のバスケットですか。結構来ていたんです。町独自としてこういったうちの町に来てもらえるような活動しているのか。どうですか。

牛涯教育課長。

〇生涯教育課長

合宿誘致の事業としましては、教育委員会で各方面に働きかけ、それから関東周辺の大学企業等へ誘致活動等を行っているところでございますし、オホーツク管内の合宿誘致支援連携協議会が立ち上がりましたので、そこと連携をとりながら協議会を通しまして、合宿に来てもらうような活動ホームページの充実等を行いながら誘致活動を行っているところでございます。その他合宿に来ていただけるような大学のOBの方を通じたりとか、各学校長会議等各会議でもチラシ等配りながら、知り合いの方等いないかことも含めまして募集をしているところでございます。先ほど言われましたとおり、平成27年度現在剣道全道の約200名を含めまして400ちょっとが、合宿で本町を訪れた人数となってございます。今後も合宿誘致活動を積極的に展開をして誘致活動を進めていきたいというふうに思っています。

〇勝又委員長

はい、池下委員。

〇池下委員

うちの町のトレーニングセンターっていうのは実は天井が高くてすごくバレーボールをやる合宿としては最適だって話も結構あちらこちらから聞いていますので。それとプラネットの駐車場を合宿のためとそれから子どもたちのためということで、あそこを整備した経緯が3年前およそ400万ぐらいだったと思うんですけどもかけて整備をして普段は子供たちがバスケットボールをやっていたり、ローラースケートもやっているっていうのはちょくちょく見るんですけど、合宿であそこを利用しているのはあまり見たことがない。なるべく宝の持ちぐされにならないように、もっともっと利活用してもらえるような団体にもうちの町側から率先して合宿誘致をやっていただきたいというふうに思います。

〇勝又委員長

はい、生涯教育課長。

〇生涯教育課長

本町のトレーニングセンターにつきましては、池下委員言われた通り天井が高くてバレーですとかあとバスケット等もうちに来ていますけども、大変使いやすいということで管内の高校を中心にそれと中学校の女子バレーはうちの町に毎年のように来ていただいているところでございます。そういう利点を活かしながら活動含めて使っていただきたいというふうに思っております。

またプラネットの駐車場につきましては、過去池下委員からも議会の中で合宿誘致の実績等を 御質問されたことがありました。現在専修大学のスケート部が一度夏合宿の時に来たというふう に認識してございます。今言われたとおり子供たちの多目的の広場ということでバスケット、ロ ーラ-スケート等ということで今現在利用が進められてございますが、当初の目的でありました合 宿も何とかきていただけるように進めていきたいというふうに思っているところでございます が、なかなか難しいのが実態でございます。今後PRも含めて積極的に活動していきたいという ふうに思っております。

〇勝又委員長

他にありませんか。なければ終わります。続きまして⑤番、平成28年度主な新規事業等生涯 教育課分について説明お願いします。はい生涯教育課担当。

〇学校教育G総括主査

それでは6ページをご覧いただきたいと思います。生涯教育課の28年度の主な新規事業についてご説明したいと思います。まず1点、学校教育関係の方でございますけれども児童生徒登下校安全管理器具整備事業といたしまして児童の登下校安全管理を目的としまして通学路でありますプラネット周辺に防犯カメラを設置するものでございます。内容といたしまして、防犯カメラを2台、録画用のデジタルレコーダーを1台、監視用モニター1台を整備するものでございます。以上学校教育の内容でございます。続きまして社会教育となります。

〇勝又委員長

はい担当。

〇社会教育G主幹

次に社会教育関係でございます。国際理解教育推進事業でございます。グローバルな人材育成する国際理解教育を推進するための素地を培うことを目的といたしまして、幼児から小学校低学年の子ども、そしてその保護者を対象といたしました事業を展開してまいります。内容につきましては、英語遊び、英語でクッキング等それから保護者を対象とした。ミニ講演会等を実施する予定としております。

次に子どもの体力向上事業でございます。北海道のみならず本町の子どもにつきましても体力につきましては、全国平均を下回る状況も見受けられます。そのことから幼児期の子どもそれから保護者をターゲットといたしまして運動や体を動かした遊び、これの定着を図る。それから保護者に対する運動についての理解を深めるということを目的といたしまして、おおむね8回程度の連続の講座を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

〇勝又委員長

ただいま28年度の主な新規事業についての説明がございました。委員の皆さま方から質問意見等ございましたらありませんか。なければ生涯教育課5点全般を通しまして質問漏れ等ございましたら。ありませんか。議長。

〇田中議長

清里高校の今回の募集について結構良い結果になったわけで、さっきありましたようにやはり 清里高校は良い学校、素晴らしい学校だと。今回これ良い機会だと思うんでそのためにはこれだ け手厚い支援がなされて、もう一つ、先生も立派な教職員がおられるんだろうと思うんですけど もやはり教職員のレベルもやはりアップっていいますか、少し経験豊富な職員、優秀な職員も集 め来てもらう努力。そっちの方も少し力を入れて頑張っていただきたいな。

〇勝又委員長

はい、生涯教育課長。

〇生涯教育課長

今議長からの御意見でございますが、議長おっしゃったように今現在37名という昨年と比べて約3倍になっているわけでございますが、地元からは13名という状況でございます。今回37名ということで町外を含めて生徒数が増えたわけでございますが、来年以降地元からの進学率をアップするために、また引き続き、言われたとおり素晴らしい学校、良い学校ということで、PR含めて今後行っていきたいというふうに考えているところでございます。

教職員の関係につきましては道立高校ということで、なかなかこちらの方から先生の人事に関しては申し上げることが難しいわけでございますが、学力の向上、それから部活の面で何かしらの連携をとりながら意見等述べる延べるところがありましたらその辺を含めて高校と連携しながら、来年以降また地元の子どもたちの進学率が増えるよう進めていきたいというふうに思っております。

〇勝又委員長

よろしいですか。他全体を通してありますか。なければ、以上をもちまして生涯教育課終わり たいと思います。どうもご苦労様でした。

〇勝又委員長

それでは消防署清里分署1点だけございます。①救急及び火災出動状況について消防分署長。

〇消防分署長

提出しております、救急及び火災出動の状況について、過去5年間の実績により、担当係長よりご説明申し上げます。

〇勝又委員長

担当係長よろしくお願いします。

〇消防警防係長

救急及び火災出動状況についてご報告いたしますので、1ページをお開き願います。はじめに 救急出動ですが、過去5年間の平均は表の一番右側平均の項目に記載のとおり、151.4件と なっており、事故種別では急病による搬送が毎年ともに全体の6割から7割を占めております。 平成27年の出動件数は168件で過去最高の出動件数となっており、およそ2日に1件のペースで出動している状況です。総出動件数168件のうち最も多いのが、急病による出動の95件と全体の56%。次に一般負傷31件で18%。次いで転院搬送交通事故の順番となっております。

次に火災の発生状況についてご説明いたします。平成27年の火災出動については、幸い住居

の火災は発生しませんでしたが、4件の出動があり、種別では建物で物置車両でバス、その他で廃品置き場と草木となっております。2ページをお開き願います。2ページは先ほど御説明いたしました。平成27年の救急出動の資料となっており、上段に事故種別ごとの月の出動件数となっており7月が21件で、最多となっています。次に、中段の中側になりますが各地時間別件数ですが、119番通報の受信時間帯となっており、日勤帯が一番多く95件となっております。次に右側搬送先別件数は搬送先の病院であり、小清水赤十字病院が60件で39%、斜里国保病院が41件で26%、網走厚生病院が31件で20%。ついで網走脳神経外科病院となっております。一番左下は年令別搬送人員数で、65歳以上が122件で70.1%になっております。一番右側下の救急医療キット使用状況につきましては、保健福祉課で実施している冷蔵庫に保管されている情報であり救急搬送の6件で使用しております。以上で説明を終わります。

〇勝又委員長

ただいま消防署清里分署より救急及び火災出動の状況についての説明がございました。委員の 皆様から。伊藤委員。

〇伊藤委員

ここ近年出動回数がかなり増えているということで、まして平成27年度過去最高の168回、約2日に1回ってことなんですけども全国的にもよくニュースなんかで流れるんですが、本当に緊急性があったのかというようなニュースもちょこちょこ聞こえてくる状況なんですけど、我が町のわが町においてもこれは救急性なかったんじゃないかなという、難しい答弁にはなると思いますが、そういうことがもしデータ的にわかっていればお聞かせ願いたいなと。

〇勝又委員長

はい分署長。

〇消防分署長

ちょっと本日詳しいデータ持って来ていないんですが、救急搬送した場合、その後に各病院からバックといいますか。この方は日帰りしました。この方は中程度で何日から何日入院しましたっていうバックが来ております。それでの資料づけはしているんですけれども本日持って来てない状況であります。

全道平均でいくと軽症といってその日帰りだとかっていうのは5割あります。網走管内でいくと3割程度と清里でいくとたしか私の記憶の中では2.5割程度ですか。それぐらいの頻度で、家族にとってはやはり緊急性はあるんですけども、実質病院から帰ってきた返答を見るとそういうような形になっています。ご理解いただきたいと。

〇勝又委員長

はい伊藤委員。

〇伊藤委員

今のある程度の説明をしていただいたんですけども、先ほど言った実際の検証というんですか、

後からもしできれば提出していただければありがたいなと。

〇勝又委員長

はい分署長。

〇消防分署長

次回23日常任委員会あると思いますので、そのときに提示をさせていただきたいなと思います。 ただ公開できない部分もあるということでご理解いただきたいなと思います。

〇勝又委員長

ほかありませんか。はい分署長。

〇消防分署長

大変申しわけありません。議案では提出していないんですけれども通信指令台の方の整備が順調に進んでおりまして、大体主な機器につきましては入ったような状況であります。一昨日8日の日に各携帯電話の会社の通報の試験を行いまして、今のところ順調に行っておりまして今月の16日、2月の16日に清里での携帯119につきましてうちの方に入ってくるというような形なります。

これにつきましては15日のお知らせと3月1日の広報それとホームページにて住民の方に周知していきたいなと考えておりますが、携帯119の場合それぞれの携帯局の基地局の関係で町のちょうど境界のところが電波の状況によって、もしかするとまた同じく斜里ですとか小清水に入るような形になると思いますが、それらについても、住民周知はしてその後転送になって町の方にくるよということで周知の方をしていきたいなと思っております。とりあえず2月の16日から町の方にすべての119が入ってくるということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

〇勝又委員長

ただいま分署長から119にかかわる2月16日から携帯で通じるということです。ほかありませんか。なければ消防署清里分署分について終了したいと思います。どうもご苦労様でした。

〇勝又委員長

2. 次回の委員会の開催について。局長。

〇議会事務局長

次回の委員会につきましては、2月23日火曜日でございます。

〇勝又委員長

3. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。 無ければ、事務局から。

〇議会事務局長

ございません。

●閉会の宣告

〇勝又委員長

それでは、第2回総務文教常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時58分)